

第365回（定例）県議会提出予定議案件名一覧

（報告案件）

- 1 関西広域連合規約の変更
- 2 当せん金付証票の発売
- 3 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区檜山高架橋上部工事請負契約の変更
- 4 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道 175 号 AB-3 ランプ橋上部工事請負契約の変更
- 5 兵庫県総合衛生学院建築工事請負契約の変更
- 6 県営新多聞住宅建築工事請負契約の変更
- 7 県営明石大久保南住宅第 2 期建築工事請負契約の変更
- 8 一般国道 429 号榎峠バイパス榎峠トンネル（仮称）建設工事請負契約の締結
- 9 淡路夢舞台公苑温室大規模修繕設計施工業務請負契約の締結
- 10 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立嬉野台生涯教育センター）
- 11 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立但馬文教府）
- 12 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立西播磨文化会館）
- 13 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立淡路文化会館）
- 14 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立こどもの館）
- 15 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県中央労働センター及び兵庫県立姫路労働会館）
- 16 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立丹波年輪の里）
- 17 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立三木総合防災公園）
- 18 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県営住宅西区・明舞地区）
- 19 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県営住宅阪神北地区）
- 20 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県営住宅中播磨地区）

（専決処分報告案件）

- 1 専決処分の承認（天神川氾濫災害補償）

第365回定例兵庫県議会審議日程（案）

（会期13日間）

月 日	曜	本会議	委員会	審議日程	備考
12. 1	金	本会議	議会運営委員会	開会、会議録署名議員指名 会期決定、諸般の報告 議案上程、知事提案説明	
2	⊕			} 休 会	議案熟読
3	⊕				
4	月				
5	火				
6	水	本会議	議会運営委員会	質疑・質問（代表）	
7	木	本会議		質疑・質問（一般）	
8	金	本会議	議会運営委員会	質疑・質問（一般） 委員会付託	
9	⊕			} 休 会	
10	⊕				
11	月		常任委員会	付託議案審査	
12	火		常任委員会	付託議案審査	
13	水	本会議	議会運営委員会	委員長報告、討論、表決 請願処理、選挙管理委員及び補充員の選挙 その他、閉会	

計 第 1 2 1 1 号

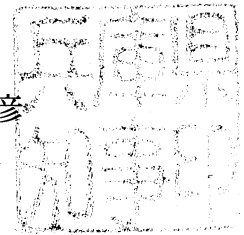
令和5年10月20日

兵庫県議会議長

内 藤 兵 衛 様

兵庫県知事

齋 藤 元 彦



県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の「基本的な計画」について

令和5年度及び6年度前半に策定・改定予定の計画について、別紙のとおり取りまとめましたので報告します。

令和5年度及び令和6年度前半に策定・改定予定の計画について

1 趣旨

県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（以下「基本計画条例」）に関し、令和5年度及び令和6年度前半に策定・改定予定の計画について報告する。

2 策定・改定予定計画の区分と概要

(1) 基本的な計画（議決対象）

政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画で、いずれも既存計画を改定するもの

名称	内容	期間	理由	担当部局課
ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例等に基づく総合指針 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県のめざすユニバーサル社会の姿、基本理念、取り組み方向等 障害者等による情報の取得及び利用、並びに意思疎通の手段の確保に関する条例に定める実施計画等 	R6～ (5年程度)	基本計画条例第2条により指定済み	福祉部 ユニバーサル推進課
ひょうごインフラ整備基本方針（改定） (旧称：ひょうご社会基盤整備基本計画)	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路・河川などのインフラ整備を総合的かつ計画的に進めるための基本方針 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後のインフラ整備における「基本方針」「視点」「施策」「推進方策」等 	R6～ (未定)	基本計画条例第2条により指定済み	土木部 技術企画課
ひょうご教育創造プラン(兵庫県教育基本計画)（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育基本法に基づく本県教育施策に関する基本計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県教育の成果と課題、社会情勢・教育環境の変化、兵庫の教育の目指す姿等 	R6～10 (5年)	基本計画条例第2条により指定済み	教育委員会 教育企画課

(2) 基本的な計画ではない計画（議決対象外）

上位計画等で定められた基本方針の内容を具体的に示す計画または具体的施策を記載する実施計画等

(ア) 既存計画を改定するもの

名称	内容	期間	理由	担当部局課
行政手続オンライン化 推進画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例に基づく計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種情報システムの整備に関する基本方針等 	R6～ (未定)	左記条例に基づく計画であり、個別分野の実施計画であるため	企画部 デジタル改革課
南海トラフ地震・津波 対策アクションプログラ ム（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を踏まえて作成する地域計画 兵庫県地域防災計画の下位計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 減災アクションの進捗状況管理、想定される効果等 	R6～ (未定)	左記県計画の下位計画であり、国の基本計画を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	危機管理部 総務課
兵庫県医療費適正化 計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく計画 国の医療費適正化基本方針に即して策定 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民の健康の保持の推進、医療の効率的な提供の推進に関する目標や各種取組による医療費目標等 	R6～11 (6年)	国の基本指針を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	福祉部 国保医療課
兵庫県国民健康保険 運営方針（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法に基づく計画 国の都道府県国民健康保険運営方針策定要領に即して策定 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し、保険料の標準的な算定方法に関する事項等 	R6～11 (6年)	国の基本方針を踏まえて策定する、個別分野の運営方針であるため	福祉部 国保医療課
DV 防止・被害者保 護画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく計画 国の基本方針を指針として策定 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本方針、施策の実施内容に関する事項等 	R6～10 (5年)	国の基本方針を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	福祉部 児童課

名称	内容	期間	理由	担当部局課
兵庫県アルコール健康障害対策推進計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルコール健康障害対策基本法に基づく計画 ・国のアルコール健康障害対策基本計画に即して策定 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点対象者への早期発見・支援にかかる取組、医療体制の確立、発生、再発予防、治療と重症化の防止等 	R6～10 (5年)	国の基本計画を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	福祉部 障害福祉課
兵庫県地域福祉支援計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法に基づく計画 ・ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針の下位計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町の地域福祉の推進を図るための具体的な取り組みや支援策等 	R6～10 (5年)	左記県計画の下位計画であり、国の基本方針を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	福祉部 地域福祉課
兵庫県がん対策推進計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん対策基本法に基づく計画 ・国のがん対策推進基本計画に即して策定 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん予防、早期発見の推進、医療体制の充実等 	R6～11 (6年)	国の基本計画を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	保健医療部 疾病対策課
兵庫県感染症予防計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく計画 ・国の感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針に即して策定 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療提供体制、感染症に係る医療提供体制の確保、感染症の発生予防等 	R6～11 (6年)	国の基本指針を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	保健医療部 感染症対策課
兵庫県健康づくり推進実施計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康増進法等に基づく計画 ・兵庫県健康づくり推進プランの下位計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各分野において達成すべき具体的な目標及びその時期、目標達成のために必要な健康づくり推進施策、関係者等が取組むべき事項等 	R6～11 (6年)	左記県計画の下位計画であり、国の基本計画を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	保健医療部 健康増進課

名称	内容	期間	理由	担当部局課
兵庫県循環器病対策推進計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器に係る対策に関する基本法に基づく計画 国の循環器病対策推進基本計画に即して策定 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発、保健、医療及び福祉に係るサービス提供体制の充実等 	R6～11 (6年)	国の基本計画を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	保健医療部 疾病対策課
兵庫県保健医療計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療法に基づく計画 国通知「医療計画について」に即して策定 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健医療や基準病床数などの基本的事項、地域医療構想等 	R6～11 (6年)	国の基本方針を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	保健医療部 医務課
兵庫県林業労働力の確保の促進に関する計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 林業労働力確保の促進に関する法律に基づく計画 ひょうご農林水産ビジョンの下位計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 林業労働者が林業に定着するため事業主等が取り組むべき事項、雇用条件の改善、事業量の安定的確保等 	R6～12 (7年)	左記県計画の下位計画であり、国の基本計画を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	農林水産部 林務課
ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ひょうご社会基盤整備基本計画の下位計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 橋梁、排水機場、下水道施設等の安全性確保、総コスト低減、予算平準化等を図り、計画的・効率的な老朽化対策の推進等 	R6～15 (10年)	左記県計画の下位計画であり、個別分野の実施計画であるため	土木部 技術企画課
ひょうごインフラ整備プログラム（改定） （旧称：社会基盤整備プログラム）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ひょうご社会基盤整備基本計画の下位計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> インフラ整備を計画的・重点的かつ透明性を確保し推進するための総事業費1億円以上の事業等 	R6～15 (10年)	左記県計画の下位計画であるため	土木部 技術企画課

名称	内容	期間	理由	担当部局課
兵庫県無電柱化推進計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無電柱化の推進に関する法律に基づく計画 ・国の無電柱化推進計画に即して策定 ・ひょうご社会基盤整備基本計画の下位計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無電柱化を推進する整備箇所、延長、無電柱化方式等の決定や全体計画のとりまとめ等 	R6～10 (5年)	左記県計画の下位計画であり、国の基本計画を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	土木部 道路企画課
兵庫県自転車活用推進計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車活用推進法に基づく計画 ・国の自転車活用推進計画に即して策定 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車活用推進のため、都市環境、安全・安心、観光、健康に関する各種施策の推進等 	R6～ (未定)	国の計画を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	土木部 道路企画課
ひょうご道路防災推進10箇年計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひょうご社会基盤整備基本計画の下位計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間内に実施する道路橋の耐震補強及び道路法面の防災対策の考え方、箇所数、代表事例等 	R6～15 (10年)	左記県計画の下位計画であり、個別分野の実施計画であるため	土木部 道路保全課
山地防災・土砂災害対策計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひょうご社会基盤整備基本計画の下位計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・著しい被害が発生するおそれのある箇所など緊急性の高い箇所の対策等 	R3～7 (5年)	左記県計画の下位計画であり、個別分野の実施計画であるため	土木部 砂防課 農林水産部 治山課
兵庫県特別支援教育第四次推進計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文科省通知「特別支援教育の推進について」に基づく計画 ・ひょうご教育創造プランの下位計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育システムの理念構築、校内支援体制の整備と指導の充実、地域との協働等 	R6～10 (5年)	左記県計画の下位計画であり、国の理念を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	教育委員会 特別支援教育課

名称	内容	期間	理由	担当部局課
ひょうご子どもの読書活動推進計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの読書活動の推進に関する法律に基づく計画 ・国の子供の読書活動の推進に関する基本的な計画に即して策定 ・ひょうご教育創造プランの下位計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の基本的な考え方、第4次計画の成果と課題、子どもの読書活動推進のための取り組み等 	R6～10 (5年)	左記県計画の下位計画であり、国の基本計画を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	教育委員会 社会教育課

(i) 新規に策定するもの

名称	内容	期間	理由	担当部局課
困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（新規）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく計画 ・国の困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針に即して策定 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針、施策の実施内容、その他施策実施に関する重要事項等 	R6～10 (5年)	国の計画を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	福祉部 児童課
兵庫県総合防除計画（新規）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植物防疫法に基づく計画 ・国の総合防除基本指針に即して策定 ・ひょうご農林水産ビジョンの下位計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合防除実施に関する基本的事項、病虫害の種類ごとの総合防除内容、異常発生時における防除の内容や実施体制等 	R5～ (未定)	左記県計画の下位計画であり、国の基本指針を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	農林水産部 農業改良課

議員派遣決定報告書

令和5年11月2日

地方自治法第100条第13項及び兵庫県議会会議規則第131条第1項ただし書の規定により、議長において次のとおり議員の派遣を決定したので報告します。

決 定 日	令和5年10月24日
目 的	全国都道府県議会議長会が主催する「第23回都道府県議会議員研究交流大会」に出席し、全国の他の都道府県議会議員と共通する政策課題等についての情報や意見交換を行うとともに、大会参加を通じて議員間の一層の連携を深めることにより、地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資することを目的とする。
場 所	東京都千代田区（都市センターホテル）
期 間	令和5年11月14日
その他必要事項 (派遣議員名)	(自由民主党) 石井 秀武 原 テツアキ (維新の会) 青山 暁 (公明党) 松尾 智美 (ひょうご県民連合) 中田 英一

令和 5 年 11 月 2 日
会議のペーパーレス化検討小委員会

次期端末機についての協議結果（報告）

- 1 議員パソコンとタブレット端末機の統合の可否
議員パソコンとタブレット端末機を統合する。
- 2 次期端末機の選定
次期端末機は、Surface Pro（Windows 端末）とする。

危機発生時における議会の対応に関する申し合わせ

(平成25年5月7日議会運営委員会確認)

(平成28年6月13日一部改正)

(平成31年3月18日一部改正)

(令和元年12月11日一部改正)

県内において危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、議会が迅速かつ的確に対応できるよう、下記のとおり申し合わせを行う。

記

1 この申し合わせにおける危機発生事案とは次の場合をいう。

県民及び滞在者の生命、身体又は財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合で、議長が議会としての対応が必要と認めたもの。

2 安否情報の確認等

- (1) 議長は、危機の発生状況に応じて、危機発生地区選出の議員の安否及び罹災状況等を電話、FAX、電子メール、県議会連絡サイト等により確認する。
- (2) 議員は、危機の発生状況や必要性に応じて、それぞれの地域における被害状況等の把握、災害救援活動等に努めるとともに、把握した被害状況等に関する情報の議長への報告に努めるものとする。

3 情報等の一元化

- (1) 議長は危機発生事案に関する情報を収集、一元化し、電子メール等により必要に応じて議員へ提供する。
- (2) 議員が危機発生事案に関して、当局に対する照会、情報提供、要望等を行う場合には、原則として議長が集約し、一元的に行うものとする。なお、議長はその状況等について、必要に応じて議員へ提供するものとする。

4 各会派代表者会議等の開催

- (1) 議長は、被害状況等諸事情を勘案し、今後の対応を協議する必要があると認めるときは、各会派代表者会議を開催する。
- (2) 各会派代表者会議では、次の事項を協議又は意見調整する。
 - ア 被害状況等の把握・分析
 - イ 議会運営委員会、正副常任委員長会議、関係常任委員会の開催
 - ウ 特別委員会の設置
 - エ 臨時議会の開催
 - オ 議員の安否、居所、被害状況等の把握 等
- (3) 各会派代表者会議で議会運営委員会又は関係常任委員会の開催が決定された場合には、議長は該当の委員会委員長に委員会の招集を要請する。

兵庫県議会危機発生時初期行動

1 議長が全議員に危機発生事案を連絡

■議員公用クラウドメールの受信を確認すること

2 各議員が安否・被害状況を議長へ報告

報告手段

※原則、手段①による

①安否・被害状況報告メールフォーム(県議会連絡サイト内)

URL

②メール アドレス:jimukyoku@gikai. pref. hyogo. jp

③電話 078-362-3708、9403、9404

④FAX 078-362-3924、9031

報告内容

- ①議員氏名、②安否状況(負傷等)
③登庁可否、④自宅の被災状況等
⑤周辺の被災状況等

※①、②、③は必須

お名前	<input type="text"/>
安否情報	<input type="radio"/> 無事 <input type="radio"/> 負傷
安否情報(特記事項)	安否状況について特記事項があれば記入してください。
登庁の可否	<input type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可
登庁の可否(特記事項)	登庁の可否について特記事項があれば記入してください。
その他(自宅の被災状況等)【任意】	<input type="text"/>
周辺の被災状況【任意】	<input type="text"/>

3 各議員がそれぞれの判断により、地域において被災状況等の把握と議長への報告、被災者支援等に努める

◎議員への情報提供

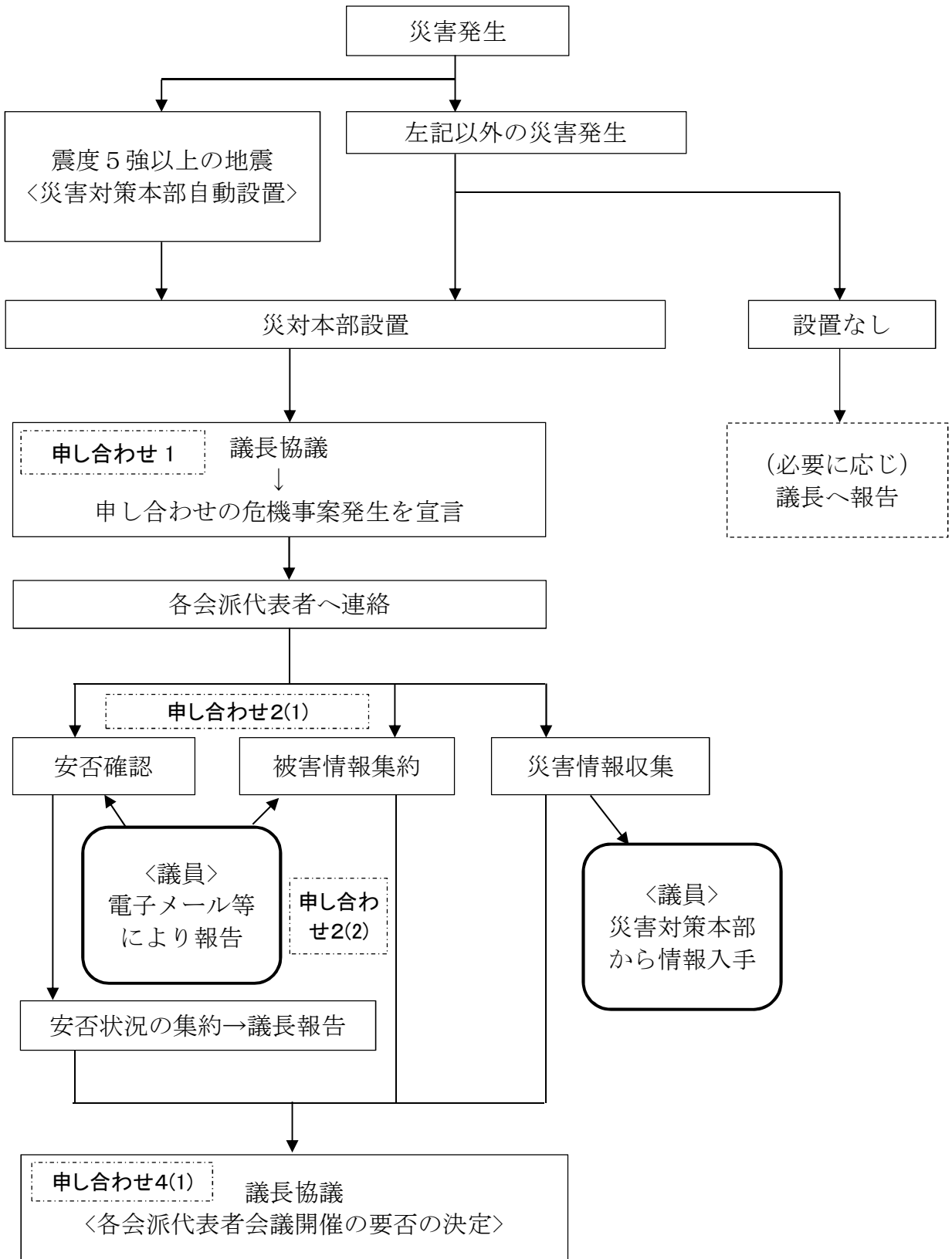
被害等情報は、議員公用クラウドメールへ、議長及び当局「災害警戒本部」、「災害対策本部」等から随時提供されることから、受信確認すること。

◎当局への照会・要望

原則、議長が一元的に実施する。個別に行わないこと。

※当局への照会や要望等があれば、上記 **報告手段** により、議長へ連絡すること

大規模災害発生時の議会对応について



議会事務局における大規模災害発生時の対応について

大規模災害等の発生により、「兵庫県災害対策本部」が設置された場合、必要に応じて、議会事務局内に「兵庫県議会事務局対策部」（以下「対策部」という。）を設置する。

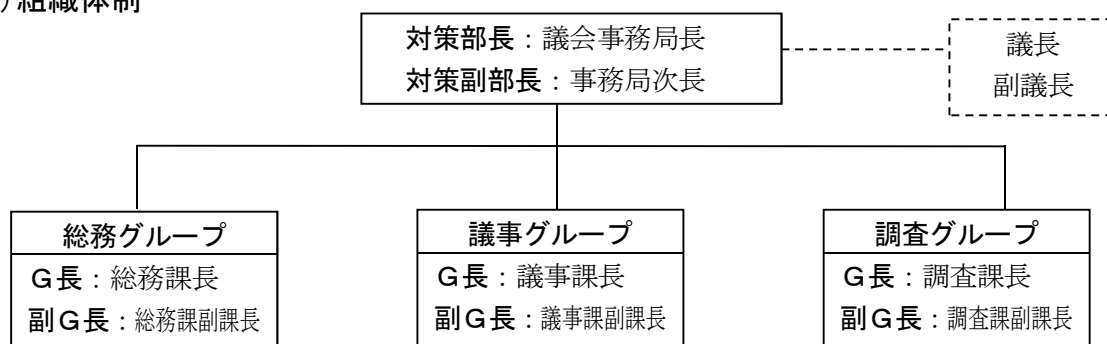
(1) 設置目的

- ①災害に関する情報の収集及び議員に対する情報提供
- ②議員及び職員の安否、被害状況等の把握
- ③議会の基本的な機能を維持し、議会としての対応を協議
- ④兵庫県災害対策本部との連携

(2) 設置基準

「兵庫県災害対策本部」が設置された場合に、被災地域、被害規模等を考慮し、議会事務局としての対応が必要と事務局長が認めた場合に「対策部」を設置する。併せて、事務局長は、職員の体制（1～3号体制）を決定する。

(3) 組織体制



(4) 職員出動基準

■ 1号体制：総務課長、総務課副課長、秘書班長のうち2名
[2名] ※総務グループのみで対応
※他の7級以上職員は自宅待機

■ 2号体制：局長、次長（2名）
[11名] 総務課：課室長・副課長・秘書班長（4名）
議事課：課長・副課長、調査課：課長・副課長（4名）
※他の6級職員は自宅待機

■ 3号体制：局長、次長（2名）、課室長（4名）、副課長・7級班長（4名）、
[19名] 6級班長・主幹（8名） ※他職員は自宅待機

※対策部長（副部長）は、上記出動基準をもとに、災害の規模、被災の地域等を総合的に判断し、必要人員及び出動可能人員を見極め、出動を指示する。

※災害発生から時間が経過した場合は、必要に応じた体制に増員・減員する。

※災害対策本部から本部事務局又は各部の応援依頼がある場合は、自宅待機職員を当てる。

(5) 各班初動業務

担当グループ	役 割
総務グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正副議長の安否確認、被災状況の把握 ・ 議員（自由民主党）の安否確認、被災状況の把握※₁ ・ 総務課職員の安否確認、被災状況の把握 ・ 議員、事務局職員の安否、被災状況を取りまとめ、正副議長へ報告 ・ 議場、委員会室等議会関係施設の被災状況の把握、機器点検 ・ 兵庫県災害対策本部との連絡調整、情報収集 ・ 職員が自宅周辺や出動途上で確認した被災状況等情報のとりまとめ ・ 対策部の運営、各グループとの連絡調整等 <p>[災害に関する必要情報の議員（自由民主党）への提供※₂]</p>
議事グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員（維新の会）の安否確認、被災状況の把握※₁ ・ 議事課職員の安否確認、被災状況の把握 ・ 職員が自宅周辺や出動途上で確認した被災状況等情報のとりまとめ ・ 各会派代表者会議等議会对応の協議 <p>[災害に関する必要情報の議員（維新の会）への提供※₂]</p>
調査グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員（公明党、ひょうご県民連合、日本共産党、無所属）の安否確認、被災状況の把握※₁ ・ 調査課、図書室職員の安否確認、被災状況の把握 ・ 職員が自宅周辺や出動途上で確認した被災状況等情報のとりまとめ <p>[災害に関する必要情報の議員（公明党、ひょうご県民連合、日本共産党、無所属）への提供※₂]</p>

※₁ 議員の安否確認等は、原則として危機発生地区の選出議員を対象とする（職員も同様）。

※₂ 全議員に対して、災害対策本部から記者発表資料がその都度メール又はFAX送信され、議会事務局へ同じ情報が提供される。

(6) その他（勤務時間外における職員の留意点等）

- ① 危機発生地区に居住または滞在している職員は、自らの被災状況等について、所属長へすみやかに報告（被災していない場合も）するとともに、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、これに参加し、その旨を所属長に連絡すること。
- ② 居住地の周辺及び議会事務局に赴く途上の地域の被害状況等に注視し、これを随時、所属長に連絡すること。

(参考情報)

○「兵庫県災害対策本部設置要綱」における議会事務局の役割

県議会事務局及び人事委員会、監査委員及び労働委員会の事務局は、必要に応じて、本部長の指示に基づき、本部事務局又は各部の応援に当たる。

○「兵庫県地域防災計画」 災害対策本部設置基準

- 1 県内で震度5強以上の地震を観測したとき
- 2 県内で震度5弱以下の地震を観測し、又は県内に津波が発生した場合において、被害の状況等を勘案して、災害応急対策を実施するため特に必要があると認められるとき
- 3 「大津波」の津波警報が発表されたときなど、県内に大規模な津波の発生が予想され、災害応急対策に備えるため特に必要があると認められるとき
- 4 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため特に必要があると認められるとき
- 5 風水害等が発生し又はそのおそれがある場合において、その状況を勘案して、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき
- 6 その他、不測の事態等により災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき

(参考情報)

○「兵庫県地域防災計画」 職員配備体制

災害対策本部が設置された場合、部局長、課室長は直ちに配備につく。

その他職員については、下記配備体制。

(地震災害対策)

	災 害 の 状 況	配 備 体 制
第1号配備	①大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため、特に必要があると認められるとき ②県内で震度5弱以下の地震を観測し、又は県内に津波が発生し、 <u>小規模の被害が生じたとき</u>	所属人員のうちからあらかじめ定めた <u>少数(概ね2割以内)</u> の人員を配置し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制
第2号配備	①県内で震度5弱以下の地震を観測し又は県内に津波が発生し、 <u>中規模の被害が生じたとき又は被害が中規模に拡大するおそれがあるとき</u> ②県内で震度5強又は震度6弱の地震を観測したとき(<u>自動配備</u>) ③「大津波」の津波警報が発表されたときなど、県内に <u>大規模な津波の発生が予想される</u> とき	所属人員のうちあらかじめ定めた <u>概ね5割以内</u> の人員を配備し、災害対策に当たる体制
第3号配備	①県内で地震を観測し又は地震が観測され県内に津波が発生し、 <u>大規模の被害が生じたとき又は被害が大規模に拡大するおそれがあるとき</u> ②県内で震度6強以上の地震を観測したとき(<u>自動配備</u>)	原則として所属人員 <u>全員</u> を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制

(風水害等対策)

	災 害 の 状 況	配 備 体 制
第1号配備	①県内に暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、洪水警報、高潮警報のいずれかが発表され、又は水防指令第1号若しくは第2号が発令され、 <u>小規模の災害が生じるおそれがあるとき</u> ②風水害等により <u>小規模の災害が生じたとき</u>	所属人員のうちからあらかじめ定めた <u>少数(概ね2割以内)</u> の人員を配置し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制
第2号配備	①県内に暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、洪水警報、高潮警報のいずれかが発表され、又は水防指令第3号が発令され、 <u>中規模の被害が生じるおそれがあるとき</u> ②風水害等により <u>中規模の被害が生じたとき</u>	所属人員のうちあらかじめ定めた <u>概ね5割以内</u> の人員を配備し、災害対策に当たる体制
第3号配備	①県内に <u>大規模な被害が予想される</u> 気象情報が発表され、又は県内の <u>広範囲にわたり水防指令第3号が発令され、大規模の被害が生じるおそれがあるとき</u> ②風水害等により <u>大規模の被害が生じたとき</u>	原則として所属人員 <u>全員</u> を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制

新型コロナウイルス感染症対策にかかる本県議会の取組

年月日	事項
令和5年5月8日	記者発表「兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議の廃止について」 【33】
令和5年3月8日	記者発表「県議会におけるマスク着用の取扱いについて」 【32】
令和5年3月6日	新型コロナウイルス感染症対策調整会議において「新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について」及び「新型コロナウイルス感染症にかかる本会議等の対応について」を一部改定。 新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について 【31】 新型コロナウイルス感染症にかかる本会議等の対応について 【30】
令和4年12月13日	第360回定例兵庫県議会において、 新型コロナウイルス感染症の第8波とインフルエンザの同時流行への備えのほか、原油・物価高騰等の影響を受ける県民生活・事業者への支援の強化、また国の総合経済対策に早急に対応するため、令和4年度兵庫県一般会計補正予算（第3号）などを可決
令和4年10月24日	第359回定例兵庫県議会において、 物価高騰の影響を受ける県民生活の安定化に向けた取組のほか、新型コロナウイルス感染者急増への対策、さらには収束の見通せない円安、原油・原材料価格高騰の影響を受ける事業者の支援を強化するため、令和4年度兵庫県一般会計補正予算（第2号）を可決。
令和4年9月16日	各会派代表者会議において「新型コロナウイルス感染症にかかる本会議等の対応について」を一部改定。 新型コロナウイルス感染症にかかる本会議等の対応について 【29】
令和4年6月9日	第358回定例兵庫県議会において、 コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する事業者や生活者への支援を緊急的に実施するとともに、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を徹底するため、令和4年度兵庫県一般会計補正予算（第1号）を可決。
令和4年5月25日	各会派代表者会議において「新型コロナウイルス感染症にかかる本会議等の対応について」を一部改定。 新型コロナウイルス感染症にかかる本会議等の対応について 【28】 県議会傍聴者の人数制限の解除について 【27】
令和4年3月30日	第357回定例県議会において まん延防止等重点措置の期間延長に伴い、飲食店等に対する感染症拡大防止協力金の支給対象期間を延長するため、令和3年度兵庫県一般会計補正予算（第10号）を可決。
令和4年2月16日	第357回定例県議会において 第6波への対応とコロナ禍を支える経済活性・暮らしの安定化のため、急増する自宅療養者への対策強化や協力事業者への支援、地域経済の活性化・地域の元気づくり、県民生活の安定化に向けた支援及び社会基盤等の充実・強化等を実施するため、令和3年度兵庫県一般会計補正予算（第8号）、令和3年度兵庫県勤労者総合福祉施設整備事業特別会計補正予算（第1号）、令和3年度兵庫県流域下水道事業会計補正予算（第2号）を可決。
令和4年2月9日	新型コロナウイルス感染症対策調整会議において、「新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について」を一部改定。 また「新型コロナウイルス感染症にかかる本会議等の対応について」を一部改定。 新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について（令和4年2月9日改定） 【26】 新型コロナウイルス感染症にかかる本会議等の対応について 【25】 新型コロナウイルス感染拡大に伴う県議会傍聴定員の制限について 【24】

年月日	事項
令和4年1月26日	新型コロナウイルス感染症対策調整会議において、「新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について」を一部改定。 新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について(令和4年1月26日改定) 【23】
令和3年12月13日	第356回定例兵庫県議会において 新型コロナウイルス感染症の次なる波への備えとウィズコロナ下での回復を見据えた令和3年度兵庫県一般会計補正予算(第7号)、令和3年度兵庫県農林水産資金特別会計補正予算(第1号)を可決。 「18歳以下への10万円相当の給付をおなかの赤ちゃんにも適用することを求める意見書」案、「コロナ禍での教訓を踏まえた自治体独自の感染症対策に係る一体的な連携体制構築への支援を求める意見書」案を可決。
令和3年11月24日	新型コロナウイルス感染症対策調整会議において、「新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について」を一部改定。 また「新型コロナウイルス感染症にかかる本会議等の対応について」を一部改定。 新型コロナウイルス感染症にかかる本会議等の対応について 【22】 県議会傍聴者の人数制限の解除について 【21】
令和3年10月22日	第355回定例兵庫県議会において 新型コロナウイルス感染症第5波への対応と今後の回復を見据えた令和3年度兵庫県一般会計補正予算(第5号)(第6号)、令和3年度兵庫県流域下水道事業会計補正予算(第1号)を可決。 「新型コロナウイルスワクチン接種の推進に関する意見書」案、「都道府県に求められている臨時医療施設設置への支援を求める意見書」案を可決。
令和3年10月5日	新型コロナウイルス感染症の感染者数増に伴う医療提供・保健所・ワクチン接種の体制充実や生活困窮者・学生等への支援強化、地域経済の活性化・地域の元気づくりのための支援拡充、さらに、社会基盤の強化・充実を推進するための令和3年度兵庫県一般会計補正予算(第5号)、令和3年度兵庫県流域下水道事業会計補正予算(第1号)を可決。)
令和3年9月10日	新型コロナウイルス感染症対策調整会議において、「新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について」を一部改定。 また「新型コロナウイルス感染症にかかる本会議等の対応について」を一部改定。 新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について(令和3年9月10日改定) 【20】 新型コロナウイルス感染症にかかる本会議等の対応について 【19】
令和3年6月9日	第354回定例兵庫県議会において 新型コロナウイルス感染症対策の強化などを図るための令和3年度兵庫県一般会計補正予算(第3号)(第4号)を可決。 「国産の新型コロナウイルスワクチンの実用化等を求める意見書」案、「ワクチン接種に関する適切な財政措置を求める意見書」案を可決。
令和3年5月28日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議において、「新型コロナウイルス感染症にかかる本会議等の対応について」を一部改訂。 また、新型コロナウイルス感染症にかかる「当面の本会議運営等の基本方針について」を確認。 新型コロナウイルス感染症にかかる本会議等の対応について 【18】 当面の本会議運営等の基本方針について(令和3年5月28日改定) 【17】
令和3年3月24日	第353回定例兵庫県議会を開催。 新型コロナウイルス感染症対策の強化のための令和3年度兵庫県一般会計補正予算(緊急経済対策)を可決。 「新型コロナウイルスワクチンの安全で円滑な接種を実現するための対策を求める意見書」案及び「新型コロナウイルス治療薬にかかる国内における研究推進を求める意見書」案を可決。

年月日	事項
令和3年3月4日	第353回定例兵庫県議会において 令和2年度2月最終補正予算として提出された、新型コロナウイルス感染症対策（高齢者施設の従事者への検査の実施、避難所における物資の備蓄）の内容を含む、令和2年度兵庫県一般会計補正予算（第9号）などを可決。
令和3年2月17日	第353回定例兵庫県議会において 年初以降の新規感染者数急増で緊急事態宣言が発令されるなど予断を許さない状況が続く中、緊急の医療提供体制の確保と、感染拡大防止に全力を挙げながら、雇用・事業・生活への影響を緩和して県民の命と暮らしを守る取組を着実に進めるため、令和2年度兵庫県一般会計補正予算（第8号）などを可決。
令和3年2月5日	新型コロナウイルス感染症対策調整会議において、「緊急事態宣言解除後の議会の対応方針について」を一部改定。（一部改定に伴い標題を「新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について」へ変更。） また「新型コロナウイルス感染症にかかる本会議等の対応について」を確認。 新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について（令和3年2月5日改定） 【16】 新型コロナウイルス感染症にかかる本会議等の対応について 【15】
令和2年12月11日	第352回定例兵庫県議会において 医療提供体制等のさらなる充実と兵庫の元気回復に向けてポストコロナ社会における兵庫モデルの構築等の取組を着実に進めるため令和2年度兵庫一般会計補正予算（第6号）、令和2年度兵庫県病院事業会計補正予算（第2号）などを可決。
令和2年10月22日	第351回定例兵庫県議会において 国の新型コロナウイルス感染症予備費使用の閣議決定による医療機関などへの更なる支援や個人向け緊急小口資金等の特例措置の延長等にすみやかに対応するため令和2年度兵庫県一般会計補正予算（第5号）を可決。 「新型コロナウイルス感染症対応事業者の更なる支援を求める意見書」案、「医療機関への経営支援の拡充を求める意見書」案などを可決。
令和2年10月5日	第351回定例兵庫県議会において (1) 新型コロナウイルス感染症への対応、(2) ポストコロナ社会を見据えた兵庫の基盤づくりを基本方針とする令和2年度兵庫県一般会計補正予算（第4号）などを可決。
令和2年7月27日	第350回臨時兵庫県議会において 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等の制度詳細が判明した令和2年度国補正予算を活用し、1. 新型コロナウイルス感染症対策の充実・強化、2. 地域経済の早急な活性化・地域の元気づくりを基本方針とする令和2年度兵庫県一般会計補正予算（第3号）を可決。
令和2年6月19日	新型コロナウイルス感染症対策調整会議において、6月1日の「緊急事態宣言解除後の議会の対応方針について」を一部改定。 緊急事態宣言解除後の議会の対応方針について 【14】 新旧対照表 【13】
令和2年6月17日	第349回定例兵庫県議会において 国の令和2年度第2次補正予算を踏まえ、新型コロナウイルス感染症などの対策として令和2年度兵庫県一般会計補正予算（第2号）を可決。 「新型コロナウイルス感染症の一層の感染拡大防止対策及び経済活動・国民生活支援の充実強化を求める意見書」案などを可決。

年月日	事項
令和2年6月15日	議員提出議案「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び兵庫県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例」により削減される県議会の議会費について、この削減額を「県の新型コロナウイルス感染症対策」に充当するよう知事に要請。 記者発表資料「新型コロナウイルス感染症対策に関する要請について」 【12】
令和2年6月9日	第349回定例兵庫県議会において、議員提出議案である「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び兵庫県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例」を可決。
令和2年6月1日	新型コロナウイルス感染症対策調整会議において、5月22日の「緊急事態宣言解除後の議会の対応方針について」を一部改定。 緊急事態宣言解除後の議会の対応方針について（一部改定） 【11】 新旧対照表 【10】
令和2年5月22日	新型コロナウイルス感染症対策調整会議において、「緊急事態宣言解除後の議会の対応方針について」を決定。 【9】
令和2年5月7日	新型コロナウイルス感染症対策調整会議において、4月8日の「緊急事態宣言を受けた議会の対応方針について」を一部改定。 緊急事態宣言を受けた議会の対応方針について（一部改定） 【8】 新旧対照表 【7】
令和2年4月28日	各会派などから県当局に対し、新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望を申し入れ。自由民主党、ひょうご県民連合、公明党・県民会議、維新の会、日本共産党、無所属議員（丸尾議員・中島議員）が要望申し入れを行う。
令和2年4月24日	第348回臨時兵庫県議会を開催。 新型コロナウイルス感染症対策の強化のための令和2年度補正予算（緊急経済対策）を可決。 「新型コロナウイルスの感染拡大防止及び国民の不安解消に向けた更なる対策の充実・強化を求める意見書」案を可決。
令和2年4月14日	記者発表「新型コロナウイルス感染症対策にかかる県議会図書室の一般利用休止について」 【6】
令和2年4月10日	各会派代表者会議において 「兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議」を設置 【5】 記者発表「兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議の設置について」 【4】 記者発表「兵庫県議会常任委員会（4月16日・4月17日）の中止（書面調査への変更）について」 【3】
令和2年4月9日	記者発表「新型コロナウイルス感染症対策に関する県議会傍聴者への協力依頼について」 【2】
令和2年4月8日	各会派代表者会議において 緊急事態宣言を受けた議会の対応方針についてを決定。 【1】
令和2年3月25日	第347回定例兵庫県議会において 新型コロナウイルス緊急対策にかかる、追加の令和元年度補正予算を可決。
令和2年3月4日	第347回定例兵庫県議会において 新型コロナウイルス緊急対策にかかる令和元年度補正予算を可決。 「新型コロナウイルス感染症対策の更なる充実・強化を求める意見書」案を可決。

記者発表（資料配付）				
月/日 (曜)	担当課 班名	TEL	発表者名 (担当班長名)	その他の 配付先
5/8 (月)	議会事務局議事課 議事班	内線 5047 (078-362-3713)	議事課長 榊 丈直 (近藤 健一)	—

兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議の廃止について

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部が廃止されたことを受け、同感染症にかかる兵庫県議会としての対応等を調整するため令和2年4月より設置されていた「兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議」および「新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について」は、本日（5月8日）、廃止します。

記者発表資料（資料配付）

月/日 (曜日)	担当部課名	TEL (内線)	発表者名 (担当者名)	その他 配布先
3月8日 (水)	県議会事務局 総務課	078-362-9401 (5023)	総務課長 山田 義明 (副課長 水島 豪士)	

県議会におけるマスク着用の取扱いについて

今般、兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議（3月6日開催）において、
県議会におけるマスク着用の取扱いを下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

1. 3月13日以降に開かれる本会議、委員会等の出席者のマスク着用は、個人の判断に委ねることとする。
2. 会議の傍聴や、議会事務局職員の執務に際しても、同日以降のマスク着用は個人の判断に委ねることとする。
3. なお、アクリル板の設置や手指消毒の励行など、その他の感染対策については当面の間、継続して行うこととする。

以上

新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について

新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の分類変更が予定されていること、マスク着用の取扱いが国や県において見直されるなどの情勢変化に議会においても対応する必要があることから、下記事項を各会派並びに議員各位に願います。

記

1 議員の健康確保

- (1) 咳エチケット、手洗い消毒の励行を継続。マスクの着用については個人の判断に委ねる。
- (2) 会議等における3密を回避する取組（換気の実施、席の間隔、出席者のあり方）
- (3) 自宅療養又は待機を求める場合
 議員又は同居人が次のいずれかに該当する場合は、自宅療養又は待機を求める
 また、速やかに各会派代表者を通じて議長(事務局)に報告すること
 - ① 新型コロナウイルス陽性が判明した場合
 - ② 発熱、咳、全身倦怠感等の身体症状がみられる場合
 - ③ PCR検査又は抗原定量検査等の検査（以下、「PCR検査等」という。）を受検した場合、若しくは受検予定の場合
 - ④ 濃厚接触者に該当する恐れがある場合(下記(4)の判断待ちの期間を含む)
- (4) 濃厚接触者に該当するか否かの判断
 原則として県健康福祉部感染症対策課作成のフローチャート(別添)により当該議員自身が判断する
- (5) 議員が濃厚接触者と判断された場合等の取扱い
 - ① 議員が濃厚接触者と判断された場合には、登庁を自粛し待機を求める
 - ② 待機期間は、無症状の場合は、最短でも陽性者と最後に会った日（陽性者が、同居人の場合はその発症日（無症状(無症状病原体保有者)の場合は検体採取日）又は発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方）の翌日から5日間(健康観察期間)とする。但し、健康観察期間の2日目及び3日目に抗原定性キットを用いた検査を実施し、陰性が確認された場合は待機を解除できるものとする。

2 情報等の一元化

- (1) 情報収集のあり方
 - ① クラウドメールの活用

- ② 代表者会議への報告
- ③ 必要に応じた常任委員会への報告
- (2) 当局への要望・確認のあり方
 - ① 会派間の調整が必要な場合は議長が調整し、一体的に当局への要望を行う。
 - ② ただし、会派として単独で行う必要がある時は、その旨を議長に報告する。

3 各会派代表者会議（新型コロナウイルス感染症対策調整会議）の開催

新型コロナウイルス感染症への議会対応についての調整会議として各会派代表者会議を開催する。

(1) 開催

- ① 会議は、各会派の代表と調整のうえ、適宜開催することとする。

(2) 議題

- ① 当局から報告の必要があるとの申出があるとき、もしくは議会が当局からの報告が必要と考えるとき
- ② 本会議、常任委員会、その他の会議のあり方について検討の必要があるとき
- ③ 議会として国への要望等対応が必要と考えられるとき

4 その他

本会議等の対応については、令和5年3月6日の各会派代表者会議（新型コロナウイルス感染症対策調整会議）で確認した内容による。

改定経緯

各会派代表者会議 / 兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議		
(令和2年4月8日)	(令和2年5月1日)	(令和2年5月7日)
(令和2年5月22日)	(令和2年5月29日)	(令和2年6月19日)
(令和2年8月7日)	(令和2年9月16日)	(令和3年2月5日)
(令和3年9月10日)	(令和4年1月26日)	(令和4年2月9日)
(令和4年5月25日)	(令和4年9月16日)	<u>(令和5年3月6日)</u>

身近な人から「新型コロナウイルス感染症と診断された」と連絡があったら

このリーフレットは、身近な人から「新型コロナウイルス感染症と診断された(陽性)」と連絡があった時に、皆さまにまず行っていただくことをまとめたものです。

下記の質問に回答し、濃厚接触者に該当するかどうか判断してください。

ご自身や大切な人の健康を守るために、ご理解・ご協力をお願いいたします。

身近な人から「新型コロナウイルス感染症と診断された(陽性)」と連絡がきたら、陽性者に以下の3つを確認してください。

①検査日、②症状が出た日、③陽性者とあなたが最後に会った日

●感染可能期間

A. 陽性者が無症状の場合

検査日(①)の2日前以降 …… 月 日～

B. 陽性者が有症状の場合

症状が出た日(②)の2日前以降… 月 日～

●陽性者との接触

陽性者と最後に会った日(③) …… 月 日

質問1.

陽性者と最後に会った日(③)は、感染可能期間内(A又はB)ですか

はい

いいえ
感染のリスクは低いため、濃厚接触者には該当しません。
ただし、有症状時は、かかりつけ医に相談の上、受診してください。

いいえ

質問2. 感染可能期間中の接触の状況について、以下のいずれか一つでも該当しますか。

陽性者と同居している

陽性者と、手が触れることのできる距離(目安として1メートル)で、どちらか一方でもマスクを着用せず(鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態も含む)、15分以上の会話があった(例)食事を会話しながら一緒に食べた等

はい

感染のリスクがあり、濃厚接触者に該当します
⇒ 「濃厚接触者のみなさまへ」をご覧ください。対応をお願いします。



兵庫県マスコット
はばタン

令和5年3月6日

兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議

新型コロナウイルス感染症にかかる本会議等の対応について

1 本会議

	対 応
1. 議員の出席	○「新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について」に記載の「1 議員の健康確保」(3)～(5)に基づく対応を徹底。
2. 出席者(議員、当局)への要請	○ <u>マスクの着用は個人の判断に委ねる。</u> 手指のアルコール消毒を励行
3. 議 場	○空調運転をした上で、議場扉を適時開放し、換気を実施 ○演壇、質問者席に「消毒用ウェットティッシュ」を備え置き ○演壇、質問者席の机上面を発言者入れ替え時に消毒 ※一議員の質問時間(当局答弁)の途中には行わない。
4. 議 席	○通常どおり(議席間のアクリル板設置)
5. 質疑、質問	○質問通告後の質問者変更は、次の取扱いとする [代表質問] 議運に諮り認めるが、質問通告書の質問内容の変更は認めない [一般質問] 質問者変更を認めず、取り止め
6. 討論・表決	○通常どおり
7. 傍 聴	○車いす傍聴席は席間にアクリル板を設置 ○庁舎入館時の体温測定、手指アルコール消毒を要請。マスクの着用は <u>個人の判断に委ねる。</u> ○既定の住所・氏名に加え、連絡先として電話番号の記載を求める(任意)
8. ネット中継・手話通訳	○通常どおり

2 常任委員会等

	対 応
1. 議員の出席	○「新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について」に記載の「1 議員の健康確保」(3)～(5)に基づく対応を徹底。
2. 出席者(委員、当局)への要請	○ <u>マスクの着用は個人の判断に委ねる。</u> 手指のアルコール消毒を励行
3. 会場設営	○空調運転をした上で、扉・窓を適時開け、換気を実施 ○委員長席前面にアクリル板を設置する ○第1～7委員会室、大会議室、中会議室とも、委員長席、委員席間及び自席で立って発言する際の知事の前面にアクリル板を設置。

	○当局側の最前列等、出席者の発言機会が多い場所は机1台に1脚の配席とするなど対人距離の確保に配慮
4. 傍 聴	○マスクの着用は個人の判断に委ねる。庁舎入館時の体温測定、手指アルコール消毒を要請。 ○住所・氏名に加え、連絡先として電話番号の記載を求める(任意)
5. 議案付託	○委員会の定足数(委員定数の半数以上)を欠く場合、議案を議了するために次の取扱いとする [委員会付託前] 付託を省略 [委員会付託後] 本会議で付託を撤回

3 予算・決算特別委員会

	対 応
1. 議員の出席	○「新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について」に記載の「1 議員の健康確保」(3)～(5)に基づく対応を徹底。
2. 出席者への要請	○マスクの着用は個人の判断に委ねる。手指のアルコール消毒を励行
3. 会場設営	○空調運転をした上で、扉・窓を適時開け、換気を実施 ○2人掛けの委員席間(机上)にアクリル板を設置 ○委員長席、質問者席の前面にアクリル板を設置 ○答弁者席の前面並びに総括審査の際、自席で立って答弁する知事の前にアクリル板を設置 ○特別委員会設置日の会場を特別会議室から大会議室に変更 ○質問者席に「ペットボトル、紙コップ」「消毒用ウェットティッシュ」を備え置き
4. 傍 聴	○マスクの着用は個人の判断に委ねる。庁舎入館時の体温測定、手指のアルコール消毒を要請 ○住所・氏名に加え、連絡先として電話番号の記載を求める(任意)
5. 議案付託	○委員会の定足数(委員定数の半数以上)を欠く場合、またはそのおそれがある場合は、本会議を開会し、委員の差し替え(委員の辞任及び補充選任)を行う。

4 感染予防対策の徹底

(1) 検 温

自宅での検温もしくは庁舎入口におけるサーモグラフィによる検温

(2) 会派控室における対応

① マスクの着用は個人の判断に委ねる。手指のアルコール消毒の励行

② 3密を回避する取組の徹底

(換気の実施、対人距離の確保、飲食をしながらの会話を控える 等)

各会派代表者会議/兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議

(令和2年3月16日) (令和2年4月8日) (令和2年5月7日)
(令和2年5月22日) (令和2年5月29日) (令和2年6月17日)
(令和2年6月19日) (令和2年7月14日) (令和2年8月7日)
(令和2年9月16日) (令和2年11月19日) (令和3年1月8日)
(令和3年1月13日) (令和3年2月5日) (令和3年5月28日)
(令和3年9月10日) (令和3年11月24日) (令和4年2月9日)
(令和4年5月25日) (令和5年3月6日)

新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止、経済再生・雇用の維持等について、議会が一体となってその役割を最大限に発揮し、迅速かつ的確な対応をする必要があることから、引き続き当面の間、下記事項を各会派並びに議員各位に願います。

記

1 議員の健康確保

- (1) マスク着用（不織布マスクを推奨）等咳エチケット、手洗い消毒の徹底
- (2) 会議等における3密を回避する取組（換気の実施、席の間隔、出席者のあり方）
- (3) 自宅療養又は待機を求める場合
議員又は同居人が次のいずれかに該当する場合は、自宅療養又は待機を求める
また、速やかに各会派代表者を通じて議長（事務局）に報告すること
 - ① 新型コロナウイルス陽性が判明した場合
 - ② 発熱、咳、全身倦怠感等の身体症状がみられる場合
 - ③ PCR検査又は抗原定量検査等の検査（以下、「PCR検査等」という。）を受検した場合、若しくは受検予定の場合
 - ④ 濃厚接触者に該当する恐れがある場合（下記(4)の判断待ちの期間を含む）
- (4) 濃厚接触者に該当するか否かの判断
 - ① 原則として権限を有する保健所による積極的疫学調査に基づく判断による
 - ② 上記の調査が実施されない場合は、県健康福祉部感染症対策課作成のフローチャート（別添）により当該議員自身が判断する
- (5) 議員が濃厚接触者と判断された場合等の取扱い
 - ① 議員が濃厚接触者と判断された場合には、登庁を自粛し待機を求める
 - ② 待機期間は、無症状の場合は、最短でも陽性者と最後に会った日（陽性者が、同居人の場合はその発症日（無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方）の翌日から5日間（健康観察期間）とする。但し、待機期間が本会議開会期間と重複する議員で、議長の要請に応じて受検した厚生労働省が指定する検査の結果が陰性であった場合は、待機期間の5日を待たずに登庁を認める。なお、症状がある場合は、医師の診断による
 - ③ 上記②の厚生労働省が指定する検査に必要な費用は、公費負担とする
 - ④ 同居人が、第三者の濃厚接触者に該当する場合又は上記(3)②若しくは③に該当する場合は、医師の診断又はPCR検査・抗原検査（自費の場合あり）で「陰性」判定

があれば登庁を認める。

2 情報等の一元化

(1) 情報収集のあり方

- ① クラウドメールの活用
- ② 代表者会議への報告
- ③ 必要に応じた常任委員会への報告

(2) 当局への要望・確認のあり方

- ① 会派間の調整が必要な場合は議長が調整し、一体的に当局への要望を行う。
- ② ただし、会派として単独で行う必要がある時は、その旨を議長に報告する。

3 各会派代表者会議（新型コロナウイルス感染症対策調整会議）の開催

新型コロナウイルス感染症への議会対応についての調整会議として各会派代表者会議を開催する。

(1) 開催

- ① 会議は、各会派の代表と調整のうえ、適宜開催することとする。

(2) 議題

- ① 当局から報告の必要があるとの申出があるとき、もしくは議会が当局からの報告が必要と考えるとき
- ② 本会議、常任委員会、その他の会議のあり方について検討の必要があるとき
- ③ 議会として国への要望等対応が必要と考えられるとき

4 議員が感染した場合の対応

本会議等の対応については、令和4年5月25日の各会派代表者会議で確認した内容による。

改定経緯

各会派代表者会議 / 兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議
(令和2年4月8日) (令和2年5月1日) (令和2年5月7日)
(令和2年5月22日) (令和2年5月29日) (令和2年6月19日)
(令和2年8月7日) (令和2年9月16日) (令和3年2月5日)
(令和3年9月10日) (令和4年1月26日) (令和4年2月9日)
(令和4年5月25日)

新型コロナウイルス感染症にかかる本会議等の対応について

1 本会議

	対 応
1. 議員の出席	○「新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について」に記載の「1 議員の健康確保」(3)～(5)に基づく対応を徹底。
2. 出席者(議員、当局)への要請	○マスク常時着用、手指のアルコール消毒を徹底
3. 議 場	○空調運転をした上で、議場扉を適時開放し、換気を実施 ○前面にアクリル板を設置した場所(議長席、演壇、質問者席)ではマスクを外しての発言を可とする ○演壇、質問者席に「消毒用ウェットティッシュ」を備え置き ○演壇、質問者席の机上面を発言者入れ替え時に消毒 ※一議員の質問時間(当局答弁)の途中には行わない。
4. 議 席	○通常どおり(議席間のアクリル板設置)
5. 質疑、質問	○質問通告後の質問者変更は、次の取扱いとする [代表質問] 議運に諮り認めるが、質問通告書の質問内容の変更は認めない [一般質問] 質問者変更を認めず、取り止め
6. 討論・表決	○通常どおり
7. 傍 聴	○車いす傍聴席は席間にアクリル板を設置 ○庁舎入館時の体温測定、マスク常時着用、手指アルコール消毒を要請 ○既定の住所・氏名に加え、連絡先として電話番号の記載を求める(任意) ○県新型コロナ追跡システムの登録を推奨(任意)
8. ネット中継・手話通訳	○通常どおり

2 常任委員会等

	対 応
1. 議員の出席	○「新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について」に記載の「1 議員の健康確保」(3)～(5)に基づく対応を徹底。
2. 出席者(委員、当局)への要請	○マスク常時着用、手指のアルコール消毒を徹底
3. 会場設営	○空調運転をした上で、扉・窓を適時開け、換気を実施 ○委員長席前面にアクリル板を設置し、委員長はマスクを外しての発言(議事進行)を可とする ○第1～7委員会室、大会議室、中会議室とも、委員長席、委員席間及び自席で立って発言する際の知事の前面にアクリル板を設置。 ○当局側の最前列等、出席者の発言機会が多い場所は机1台に1脚の配席

	とするなど対人距離の確保に配慮
4. 傍 聴	○庁舎入館時の体温測定、マスク常時着用、手指アルコール消毒を要請 ○住所・氏名に加え、連絡先として電話番号の記載を求める（任意） ○県新型コロナ追跡システムの登録を推奨（任意）
5. 議案付託	○委員会の定足数（委員定数の半数以上）を欠く場合、議案を議了するために次の取扱いとする [委員会付託前] 付託を省略 [委員会付託後] 本会議で付託を撤回

3 予算・決算特別委員会

	対 応
1. 議員の出席	○「新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について」に記載の「1 議員の健康確保」(3)～(5)に基づく対応を徹底。
2. 出席者への要請	○マスク常時着用、手指のアルコール消毒を徹底
3. 会場設営	○空調運転をした上で、扉・窓を適時開け、換気を実施 ○2人掛けの委員席間（机上）にアクリル板を設置 ○委員長席、質問者席の前面にアクリル板を設置 ○答弁者席の前面 並びに総括審査の際、自席で立って答弁する知事の前にアクリル板を設置 ※前面にアクリル板がある場合はマスクを外しての発言を可とする ○特別委員会設置日の会場を特別会議室から大会議室に変更 ○質問者席に「ペットボトル、紙コップ」「消毒用ウェットティッシュ」を備え置き
4. 傍 聴	○庁舎入館時の体温測定、マスク常時着用、手指アルコール消毒を要請 ○住所・氏名に加え、連絡先として電話番号の記載を求める（任意） ○県新型コロナ追跡システムの登録を推奨（任意）
5. 議案付託	○委員会の定足数（委員定数の半数以上）を欠く場合、またはそのおそれがある場合は、本会議を開会し、委員の差し替え（委員の辞任及び補充選任）を行う。

4 感染予防対策の徹底

(1) 検 温

自宅での検温もしくは庁舎入口におけるサーモグラフィによる検温

(2) 会派控室における対応

- ① マスクの常時着用、手指のアルコール消毒の徹底

② 3密を回避する取組の徹底

(換気の実施、対人距離の確保、飲食をしながらの会話を控える 等)

各会派代表者会議/兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議

(令和2年3月16日)	(令和2年4月8日)	(令和2年5月7日)
(令和2年5月22日)	(令和2年5月29日)	(令和2年6月17日)
(令和2年6月19日)	(令和2年7月14日)	(令和2年8月7日)
(令和2年9月16日)	(令和2年11月19日)	(令和3年1月8日)
(令和3年1月13日)	(令和3年2月5日)	(令和3年5月28日)
(令和3年9月10日)	(令和3年11月24日)	(令和4年2月9日)

記者発表（資料配付）				
月／日 （曜）	担当課 班名	TEL	発表者名 （担当班長名）	その他の 配付先
5／25 （水）	議会事務局総務課 総務班	内線 5023 （078-362-9401）	課長 山田 義明 （水島 豪士）	—

県議会傍聴者の人数制限の解除について

県議会傍聴者については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、定員の1／2に人数制限を行っていましたが、6月定例会開会日（6月1日）から人数制限を解除いたします。

記

1 内容

本会議及び委員会、各会派政務調査会長会の傍聴については、定員の1／2としていた人数制限を解除する。

なお、傍聴に際しては、これまでどおり手指のアルコール消毒、マスク着用、及び県庁入館時の体温測定にご協力をお願いします。

2 適用時期

6月定例会開会日（6月1日）以降

【参考】

本会議及び委員会については、兵庫県議会ホームページにおいて、インターネット中継を行っておりますので、こちらからご覧いただけます。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/gikai/>

新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止、経済再生・雇用の維持等について、議会が一体となってその役割を最大限に発揮し、迅速かつ的確な対応をする必要があることから、引き続き当面の間、下記事項を各会派並びに議員各位にお願いします。

記

1. 議員の健康確保

- (1) マスク着用（不織布マスクを推奨）等咳エチケット、手洗い消毒の徹底
- (2) 会議等における3密を回避する取組（換気の実施、席の間隔、出席者のあり方）
- (3) 自宅療養又は待機を求める場合
議員又は同居人が次のいずれかに該当する場合は、自宅療養又は待機を求める
また、速やかに各会派代表者を通じて議長（事務局）に報告すること
 - ① 新型コロナウイルス陽性が判明した場合
 - ② 発熱、咳、全身倦怠感等の身体症状がみられる場合
 - ③ PCR検査又は抗原定量検査等の検査（以下、「PCR検査等」という。）を受検した場合、若しくは受検予定の場合
 - ④ 濃厚接触者に該当する恐れがある場合（下記(4)の判断待ちの期間を含む）
- (4) 濃厚接触者に該当するか否かの判断
 - ① 原則として権限を有する保健所による積極的疫学調査に基づく判断による
 - ② 上記の調査が実施されない場合は、県健康福祉部感染症対策課作成のフローチャート（別添）により当該議員自身が判断する
- (5) 議員が濃厚接触者と判断された場合等の取扱い
 - ① 議員が濃厚接触者と判断された場合には、登庁を自粛し待機を求める
 - ② 待機期間は、無症状の場合は、最短でも陽性者と最後に会った日（陽性者が、同居人の場合はその発症日（無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方）の翌日から7日間（健康観察期間）とする。但し、待機期間が本会議開会期間と重複する議員で、議長の要請に応じて受検した厚生労働省が指定する検査の結果が陰性であった場合は、待機期間の7日を待たずに登庁を認める。なお、症状がある場合は、医師の診断による
 - ③ 上記②の厚生労働省が指定する検査に必要な費用は、公費負担とする
 - ④ 同居人が、第三者の濃厚接触者に該当する場合又は上記(3)②若しくは③に該当する場合は、医師の診断又はPCR検査・抗原検査（自費の場合あり）で「陰性」判定

があれば登庁を認める

2 情報等の一元化

(1) 情報収集のあり方

- ① クラウドメールの活用
- ② 代表者会議への報告
- ③ 必要に応じた常任委員会への報告

(2) 当局への要望・確認のあり方

- ① 会派間の調整が必要な場合は議長が調整し、一体的に当局への要望を行う。
- ② ただし、会派として単独で行う必要がある時は、その旨を議長に報告する。

3 各会派代表者会議（新型コロナウイルス感染症対策調整会議）の開催

新型コロナウイルス感染症への議会対応についての調整会議として各会派代表者会議を開催する。

(1) 開催

- ① 会議は、各会派の代表と調整のうえ、適宜開催することとする。

(2) 議題

- ① 当局から報告の必要があるとの申出があるとき、もしくは議会が当局からの報告が必要と考えるとき
- ② 本会議、常任委員会、その他の会議のあり方について検討の必要があるとき
- ③ 議会として国への要望等対応が必要と考えられるとき

4 議員が感染した場合の対応

- (1) 議員が感染した場合、議員氏名を公表する。
- (2) 議員が、上記(1)の議員の濃厚接触者であると特定された場合、会派名及び人数を公表する(氏名は公表しない。)。ただし、公表により議員名が特定される場合は、個人情報保護の観点から、当該議員の同意を得た上で行う。
- (3) 本会議等の対応については、令和3年9月10日のコロナ調整会議で確認した内容による。

改定経緯

各会派代表者会議 / 兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議
(令和2年4月8日) (令和2年5月1日) (令和2年5月7日)
(令和2年5月22日) (令和2年5月29日) (令和2年6月19日)
(令和2年8月7日) (令和2年9月16日) (令和3年2月5日)
(令和3年9月10日) (令和4年1月26日) (令和4年2月9日)

新型コロナウイルス感染症にかかる本会議等の対応について

1 本会議

	対 応
1. 議員の出席	○「新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について」に記載の「1 議員の健康確保」(3)～(5)に基づく対応を徹底。
2. 出席者(議員、当局)への要請	○マスク常時着用、手指のアルコール消毒を徹底
3. 議 場	○空調運転をした上で、議場扉を適時開放し、換気を実施 ○前面にアクリル板を設置した場所(議長席、演壇、質問者席)ではマスクを外しての発言を可とする ○演壇、質問者席に「消毒用ウェットティッシュ」を備え置き ○演壇、質問者席の机上面を発言者入れ替え時に消毒 ※ 一議員の質問時間(当局答弁)の途中には行わない。
4. 議 席	○通常どおり(議席間のアクリル板設置)
5. 質疑、質問	○質問通告後の質問者変更は、次の取扱いとする [代表質問] 議運に諮り認めるが、質問通告書の質問内容の変更は認めない [一般質問] 質問者変更を認めず、取り止め
6. 討論・表決	○通常どおり
7. 傍 聴	○3密を避けるため定員の約1/2(100席程度)に制限 但し、車いす傍聴席は席間にアクリル板を設置し、通常の4席を確保 ○庁舎入館時の体温測定、マスク常時着用、手指アルコール消毒を要請 ○既定の住所・氏名に加え、連絡先として電話番号の記載を求める(任意) ○県新型コロナ追跡システムの登録を推奨(任意)
8. ネット中継・手話通訳	○通常どおり

2 常任委員会等

	対 応
1. 議員の出席	○「新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について」に記載の「1 議員の健康確保」(3)～(5)に基づく対応を徹底。
2. 出席者(委員、当局)への要請	○マスク常時着用、手指のアルコール消毒を徹底
3. 会場設営	○空調運転をした上で、扉・窓を適時開け、換気を実施 ○委員長席前面にアクリル板を設置し、委員長はマスクを外しての発言(議事進行)を可とする ○第1～7委員会室、大会議室、中会議室とも、委員長席、委員席間及び

	<p>自席で立って発言する際の知事の前面にアクリル板を設置。</p> <p>○当局側の最前列等、出席者の発言機会が多い場所は机1台に1脚の配席とするなど対人距離の確保に配慮</p>
4. 傍 聴	<p>○庁舎入館時の体温測定、マスク常時着用、手指アルコール消毒を要請</p> <p>○3密を避けるため一般傍聴人を5名までを目安とし、5名を超える場合は、団体での傍聴については、その団体の代表者のみとすることを願います。</p> <p>○住所・氏名に加え、連絡先として電話番号の記載を求める(任意)</p> <p>○県新型コロナ追跡システムの登録を推奨(任意)</p>
5. 議案付託	<p>○委員会の定足数(委員定数の半数以上)を欠く場合、議案を議了するために次の取扱いとする</p> <p> [委員会付託前] 付託を省略</p> <p> [委員会付託後] 本会議で付託を撤回</p>

3 予算・決算特別委員会

	対 応
1. 議員の出席	○「新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について」に記載の「1 議員の健康確保」(3)～(5)に基づく対応を徹底。
2. 出席者への要請	○マスク常時着用、手指のアルコール消毒を徹底
3. 会場設営	<p>○空調運転をした上で、扉・窓を適時開け、換気を実施</p> <p>○2人掛けの委員席間(机上)にアクリル板を設置</p> <p>○委員長席、質問者席の前面にアクリル板を設置</p> <p>○答弁者席の前面 並びに総括審査の際、自席で立って答弁する知事の前にアクリル板を設置</p> <p>※前面にアクリル板がある場合はマスクを外しての発言を可とする</p> <p>○特別委員会設置日の会場を特別会議室から大会議室に変更</p> <p>○質問者席に「ペットボトル、紙コップ」「消毒用ウェットティッシュ」を備え置き</p>
4. 傍 聴	<p>○庁舎入館時の体温測定、マスク常時着用、手指アルコール消毒を要請</p> <p>○3密を避けるため一般傍聴人を5名までを目安とする</p> <p>○住所・氏名に加え、連絡先として電話番号の記載を求める(任意)</p> <p>○県新型コロナ追跡システムの登録を推奨(任意)</p>
5. 議案付託	○委員会の定足数(委員定数の半数以上)を欠く場合、またはそのおそれがある場合は、本会議を開会し、委員の差し替え(委員の辞任及び補充選任)を行う。

4 感染予防対策の徹底

(1) 検 温

自宅での検温もしくは庁舎入口におけるサーモグラフィによる検温

(2) 会派控室における対応

① マスクの常時着用、手指のアルコール消毒の徹底

② 3密を回避する取組の徹底

(換気の実施、対人距離の確保、飲食をしながらの会話を控える 等)

各会派代表者会議/兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議

(令和2年3月16日) (令和2年4月8日) (令和2年5月7日)

(令和2年5月22日) (令和2年5月29日) (令和2年6月17日)

(令和2年6月19日) (令和2年7月14日) (令和2年8月7日)

(令和2年9月16日) (令和2年11月19日) (令和3年1月8日)

(令和3年1月13日) (令和3年2月5日) (令和3年5月28日)

(令和3年9月10日) (令和3年11月24日)

記者発表（資料配付）				
月／日 (曜)	担当課 班名	TEL	発表者名 (担当班長名)	その他の 配付先
2/9 (水)	議会事務局総務課 総務班	内線 5027 (078-362-3708)	課長 山下 裕司 (松井 敬司)	—

新型コロナウイルス感染拡大に伴う県議会傍聴定員の制限について

県議会傍聴者については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、下記のとおり人数を制限します。

傍聴希望の皆さまには、ご不便をお掛けしますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、本会議及び委員会の模様は、インターネット中継等でご覧いただくことができますので、ご利用ください。

記

1 内容

本会議及び委員会、各会派政務調査会長会の傍聴については、定員の1/2に人数を制限します。

なお、傍聴に際しては、手指のアルコール消毒、マスク着用、及び県庁入館時の体温測定にご協力をお願いします。

2 適用期間

2月定例会開会日（2月16日(水)）から暫くの間

3 インターネット中継等

本会議及び委員会の模様は、兵庫県議会ホームページ（下記のURL）からインターネット中継でご覧いただけます。

また、本会議については、YouTube本会議録画配信でもご覧いただけます。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/gikai/>

- 令和2年4月 8日 各会派代表者会議
- (令和2年5月 1日改定 コロナ調整会議)
- (令和2年5月 7日改定 コロナ調整会議)
- (令和2年5月22日改定 コロナ調整会議)
- (令和2年5月29日改定 コロナ調整会議)
- (令和2年6月19日改定 コロナ調整会議)
- (令和2年8月 7日改定 各会派代表者会議)
- (令和2年9月16日改定 コロナ調整会議)
- (令和3年2月 5日改定 コロナ調整会議)
- (令和3年9月10日改定 コロナ調整会議)
- (令和4年1月26日改定 コロナ調整会議)

※下線は前回からの変更箇所

新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止、経済再生・雇用の維持等について、議会が一体となってその役割を最大限に発揮し、迅速かつ的確な対応をする必要があることから、引き続き当面の間、下記事項を各会派並びに議員各位にお願いします。

記

1 議員の健康確保

- (1) マスク着用（不織布マスクを推奨）等咳エチケット、手洗い消毒の徹底
- (2) 会議等における3密を回避する取組（換気の実施、席の間隔、出席者のあり方）
- (3) 自宅療養又は待機を求める場合
 - 議員又は同居人が次のいずれかに該当する場合は、自宅療養又は待機を求める
また、速やかに各会派代表者を通じて議長(事務局)に報告すること
 - ① 新型コロナウイルス陽性が判明した場合
 - ② 発熱、咳、全身倦怠感等の身体症状がみられる場合
 - ③ PCR 検査又は抗原定量検査等の検査（以下、「PCR 検査等」という。）を受検した場合、若しくは受検予定の場合
 - ④ 濃厚接触者に該当する恐れがある場合(下記(4)の判断待ちの期間を含む)
- (4) 濃厚接触者に該当するか否かの判断
 - ① 原則として権限を有する保健所による積極的疫学調査に基づく判断による
 - ② 上記の調査が実施されない場合は、県健康福祉部感染症対策課作成のフローチャート(別添)により当該議員自身が判断する
- (5) 議員が濃厚接触者と判断された場合等の取扱い
 - ① 議員が濃厚接触者と判断された場合には、登庁を自粛し待機を求める
 - ② 待機期間は、無症状の場合は、最短でも陽性者と最後に会った日の翌日から10日間(健康観察期間)とする。但し、待機期間が本会議開会期間と重複する議員で、議長の要請に応じて受検したPCR検査等の結果が陰性であった場合は、待機期間の10日を待たずに登庁を認める。なお、症状がある場合は、医師の診断による
 - ③ 上記②のPCR検査等に必要な費用は、公費負担とする
 - ④ 同居人が、第三者の濃厚接触者に該当する場合又は上記(3)②若しくは③に該当する場合は、医師の診断又はPCR検査・抗原検査(自費の場合あり)で「陰性」判定があれば登庁を認める

2 情報等の一元化

- (1) 情報収集のあり方
 - ① クラウドメールの活用
 - ② 代表者会議への報告
 - ③ 必要に応じた常任委員会への報告
- (2) 当局への要望・確認のあり方
 - ① 会派間の調整が必要な場合は議長が調整し、一体的に当局への要望を行う。
 - ② ただし、会派として単独で行う必要がある時は、その旨を議長に報告する。

3 各会派代表者会議（新型コロナウイルス感染症対策調整会議）の開催

新型コロナウイルス感染症への議会対応についての調整会議として各会派代表者会議を開催する。

- (1) 開催
 - ① 会議は、各会派の代表と調整のうえ、適宜開催することとする。
- (2) 議題
 - ① 当局から報告の必要があるとの申出があるとき、もしくは議会が当局からの報告が必要と考えるとき
 - ② 本会議、常任委員会、その他の会議のあり方について検討の必要があるとき
 - ③ 議会として国への要望等対応が必要と考えられるとき

4 議員が感染した場合の対応

- (1) 議員が感染した場合、議員氏名を公表する。
- (2) 議員が、上記(1)の議員の濃厚接触者であると特定された場合、会派名及び人数を公表する(氏名は公表しない。)。ただし、公表により議員名が特定される場合は、個人情報保護の観点から、当該議員の同意を得た上で行う。
- (3) 本会議等の対応については、令和3年9月10日のコロナ調整会議で確認した内容による。

新型コロナウイルス感染症にかかる本会議等の対応について

1 本会議

	対 応
1. 議員の出席	○「新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について」に記載の「1 議員の健康確保」(3)～(5)に基づく対応を徹底。
2. 出席者(議員、当局)への要請	○マスク常時着用、手指のアルコール消毒を徹底
3. 議 場	○空調運転をした上で、議場扉を適時開放し、換気を実施 ○前面にアクリル板を設置した場所(議長席、演壇、質問者席)ではマスクを外しての発言を可とする ○演壇、質問者席に「消毒用ウェットティッシュ」を備え置き ○演壇、質問者席の机上面を発言者入れ替え時に消毒 ※ 一議員の質問時間(当局答弁)の途中には行わない。
4. 議 席	○通常どおり(議席間のアクリル板設置)
5. 質疑、質問	○質問通告後の質問者変更は、次の取扱いとする [代表質問] 議運に諮り認めるが、質問通告書の質問内容の変更は認めない [一般質問] 質問者変更を認めず、取り止め
6. 討論・表決	○通常どおり
7. 傍 聴	○車いす傍聴席は席間にアクリル板を設置 ○マスク常時着用、手指アルコール消毒を要請 ○既定の住所・氏名に加え、連絡先として電話番号の記載を求める(任意) ○県新型コロナ追跡システムの登録を推奨(任意)
8. ネット中継・手話通訳	○通常どおり

2 常任委員会等

	対 応
1. 議員の出席	○「新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について」に記載の「1 議員の健康確保」(3)～(5)に基づく対応を徹底。
2. 出席者（委員、当局）への要請	○マスク常時着用、手指のアルコール消毒を徹底
3. 会場設営	○空調運転をした上で、扉・窓を適時開け、換気を実施 ○委員長席前面にアクリル板を設置し、委員長はマスクを外しての発言（議事進行）を可とする ○第1～7委員会室、大会議室、中会議室とも、委員長席、委員席間にアクリル板を設置 ○当局側の最前列等、出席者の発言機会が多い場所は机1台に1脚の配席とするなど対人距離の確保に配慮
4. 傍 聴	○マスク常時着用、手指アルコール消毒を要請 ○住所・氏名に加え、連絡先として電話番号の記載を求める（任意） ○県新型コロナ追跡システムの登録を推奨（任意）
5. 議案付託	○委員会の定足数（委員定数の半数以上）を欠く場合、議案を議了するために次の取扱いとする [委員会付託前] 付託を省略 [委員会付託後] 本会議で付託を撤回

3 感染予防対策の徹底

(1) 検 温

自宅での検温もしくは庁舎入口におけるサーモグラフィによる検温

(2) 会派控室における対応

- ① マスクの常時着用、手指のアルコール消毒の徹底
- ② 3密を回避する取組の徹底
(換気の実施、対人距離の確保、飲食をしながらの会話を控える 等)

各会派代表者会議/兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議
 (令和2年3月16日) (令和2年4月8日) (令和2年5月7日)
 (令和2年5月22日) (令和2年5月29日) (令和2年6月17日)
 (令和2年6月19日) (令和2年7月14日) (令和2年8月7日)
 (令和2年9月16日) (令和2年11月19日) (令和3年1月8日)
 (令和3年1月13日) (令和3年2月5日) (令和3年5月28日)
 (令和3年9月10日)

記者発表（資料配付）				
月／日 (曜)	担当課 班名	TEL	発表者名 (担当班長名)	その他の 配付先
11/24 (水)	議会事務局総務課 総務班	内線 5027 (078-362-3708)	課長 山下 裕司 (松井 敬司)	—

県議会傍聴者の人数制限の解除について

県議会傍聴者については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、定員の1/2に人数制限を行っていましたが、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」の催物開催制限が緩和されたことに基づき、12月定例会開会日(12/1)から人数制限を解除いたします。

記

1 内容

本会議及び委員会、各会派政務調査会長会の傍聴については、定員の1/2としていた人数制限を解除する。

なお、傍聴に際しては、これまでどおり手指のアルコール消毒、マスク着用、及び県庁入館時の体温測定にご協力をお願いします。

2 適用時期

12月定例会開会日(12月1日)以降

【参考】

本会議及び委員会については、兵庫県議会ホームページにおいて、インターネット中継を行っておりますので、こちらからご覧いただけます。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/gikai/>

令和2年4月8日 各会派代表者会議
 (令和2年5月 1日改定 コロナ調整会議)
 (令和2年5月 7日改定 コロナ調整会議)
 (令和2年5月22日改定 コロナ調整会議)
 (令和2年5月29日改定 コロナ調整会議)
 (令和2年6月19日改定 コロナ調整会議)
 (令和2年8月7日改定 各会派代表者会議)
 (令和2年9月16日改定 コロナ調整会議)
 (令和3年2月 5日改定 コロナ調整会議)
 (令和3年9月10日改定 コロナ調整会議)

新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止、経済再生・雇用の維持等について、議会が一体となってその役割を最大限に発揮し、迅速かつ的確な対応をする必要があることから、引き続き当面の間、下記事項を各会派並びに議員各位に願います。

記

1 議員の健康確保

- (1) マスク着用（不織布マスクを推奨）等咳エチケット、手洗い消毒の徹底
- (2) 会議等における3密を回避する取組（換気の実施、席の間隔、出席者のあり方）
- (3) 自宅療養又は待機を求める場合

議員又は同居人が次のいずれかに該当する場合は、自宅療養又は待機を求める

また、速やかに各会派代表者を通じて議長（事務局）に報告すること

- ① 新型コロナウイルス陽性が判明した場合
 - ② 発熱、咳、全身倦怠感等の身体症状がみられる場合
 - ③ PCR検査又は抗原検査を受検した場合、若しくは受検予定の場合
 - ④ 濃厚接触者に該当する恐れがある場合（下記(4)の判断待ちの期間を含む）
- (4) 濃厚接触者に該当するか否かの判断
- ① 原則として権限を有する保健所による積極的疫学調査に基づく判断による
 - ② 上記の調査が実施されない場合は、県健康福祉部感染症対策課作成のフローチャート（別添）により当該議員自身が判断する
- (5) 議員が濃厚接触者と判断された場合等の取扱い
- ① 議員が濃厚接触者と判断された場合には、登庁の自粛を求める
 - ② 自粛期間は、無症状の場合は、最短でも陽性者と最後に会った日の翌日から14日間（健康観察期間）とする。症状がある場合は、医師の診断による
 - ③ 同居人が、第三者の濃厚接触者に該当する場合又は上記(3)②若しくは③に該当する場合は、医師の診断又はPCR検査・抗原検査（自費の場合あり）で「陰性」判定があれば登庁を認める

2 情報等の一元化

- (1) 情報収集のあり方
 - ① クラウドメールの活用
 - ② 代表者会議への報告
 - ③ 必要に応じた常任委員会への報告
- (2) 当局への要望・確認のあり方
 - ① 会派間の調整が必要な場合は議長が調整し、一体的に当局への要望を行う。
 - ② ただし、会派として単独で行う必要がある時は、その旨を議長に報告する。

3 各会派代表者会議（新型コロナウイルス感染症対策調整会議）の開催

新型コロナウイルス感染症への議会对応についての調整会議として各会派代表者会議を開催する。

(1) 開催

① 会議は、各会派の代表と調整のうえ、適宜開催することとする。

(2) 議題

① 当局から報告の必要があるとの申出があるとき、もしくは議会が当局からの報告が必要と考えるとき

② 本会議、常任委員会、その他の会議のあり方について検討の必要があるとき

③ 議会として国への要望等対応が必要と考えられるとき

4 議員が感染した場合の対応

(1) 議員が感染した場合、議員氏名を公表する。

(2) 議員が、上記(1)の議員の濃厚接触者であると特定された場合、会派名及び人数を公表する(氏名は公表しない。)。ただし、公表により議員名が特定される場合は、個人情報保護の観点から、当該議員の同意を得た上で行う。

(3) 本会議等の対応については、令和3年9月10日のコロナ調整会議で確認した内容による。

新型コロナウイルス感染症にかかる本会議等の対応について

1 本会議

	対 応
1. 議員の出席	○「新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について」に記載の「1 議員の健康確保」(3)～(5)に基づく対応を徹底。
2. 出席者(議員、当局)への要請	○マスク常時着用、手指のアルコール消毒を徹底
3. 議 場	○空調運転をした上で、議場扉を適時開放し、換気を実施 ○前面にアクリル板を設置した場所(議長席、演壇、質問者席)ではマスクを外しての発言を可とする ○演壇、質問者席に「消毒用ウェットティッシュ」を備え置き ○演壇、質問者席の机上面を発言者入れ替え時に消毒 ※一議員の質問時間(当局答弁)の途中には行わない。
4. 議 席	○通常どおり(議席間のアクリル板設置)
5. 質疑、質問	○質問通告後の質問者変更は、次の取扱いとする [代表質問] 議運に諮り認めるが、質問通告書の質問内容の変更は認めない [一般質問] 質問者変更を認めず、取り止め
6. 討論・表決	○通常どおり
7. 傍 聴	○3密を避けるため定員の約1/2(100席程度)に制限 但し、車いす傍聴席は席間にアクリル板を設置し、通常の4席を確保 ○マスク常時着用、手指アルコール消毒を要請 ○既定の住所・氏名に加え、連絡先として電話番号の記載を求める(任意) ○県新型コロナ追跡システムの登録を推奨(任意)
8. ネット中継・手話通訳	○通常どおり

2 常任委員会等

	対 応
1. 議員の出席	○「新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について」に記載の「1 議員の健康確保」(3)～(5)に基づく対応を徹底。
2. 出席者(委員、当局)への要請	○マスク常時着用、手指のアルコール消毒を徹底

3. 会場設営	<ul style="list-style-type: none"> ○空調運転をした上で、扉・窓を適時開け、換気を実施 ○委員長席前面にアクリル板を設置し、委員長はマスクを外しての発言（議事進行）を可とする ○第1～7委員会室、大会議室、中会議室とも、委員長席、委員席間にアクリル板を設置 ○当局側の最前列等、出席者の発言機会が多い場所は机1台に1脚の配席とするなど対人距離の確保に配慮
4. 傍聴	<ul style="list-style-type: none"> ○マスク常時着用、手指アルコール消毒を要請 ○3密を避けるため一般傍聴人を5名までを目安とし、5名を超える場合は、団体での傍聴については、その団体の代表者のみとすることを願います。 ○住所・氏名に加え、連絡先として電話番号の記載を求める（任意） ○県新型コロナ追跡システムの登録を推奨（任意）
5. 議案付託	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会の定足数（委員定数の半数以上）を欠く場合、議案を議了するために次の取扱いとする <ul style="list-style-type: none"> [委員会付託前] 付託を省略 [委員会付託後] 本会議で付託を撤回

3 決算特別委員会

	対 応
1. 議員の出席	<ul style="list-style-type: none"> ○「<u>新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について</u>」に記載の「<u>1 議員の健康確保</u>」(3)～(5)に基づく対応を徹底。
2. 出席者への要請	<ul style="list-style-type: none"> ○マスク常時着用、手指のアルコール消毒を徹底
3. 会場設営	<ul style="list-style-type: none"> ○空調運転をした上で、扉・窓を適時開け、換気を実施 ○2人掛けの委員席間（机上）にアクリル板を設置 ○委員長席、質問者席の前面にアクリル板を設置 ○答弁者席の前面 並びに総括審査の際、自席で立って答弁する知事の前にアクリル板を設置 ※前面にアクリル板がある場合はマスクを外しての発言を可とする ○特別委員会設置日の会場を特別会議室から大会議室に変更 ○質問者席に「ペットボトル、紙コップ」「消毒用ウェットティッシュ」を備え置き

4. 傍 聴	<p>○マスク常時着用、手指アルコール消毒を要請</p> <p>○3密を避けるため一般傍聴人を5名までを目安とする</p> <p>○住所・氏名に加え、連絡先として電話番号の記載を求める（任意）</p> <p>○県新型コロナ追跡システムの登録を推奨（任意）</p>
5. 議案付託	<p>○委員会の定足数（委員定数の半数以上）を欠く場合、またはそのおそれがある場合は、本会議を開会し、委員の差し替え（委員の辞任及び補充選任）を行う。</p>

4 感染予防対策の徹底

(1) 検 温

自宅での検温もしくは庁舎入口におけるサーモグラフィによる検温

(2) 会派控室における対応

① マスクの常時着用、手指のアルコール消毒の徹底

② 3密を回避する取組の徹底

（換気の実施、対人距離の確保、飲食をしながらの会話を控える 等）

各会派代表者会議/兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議		
(令和2年3月16日)	(令和2年4月8日)	(令和2年5月7日)
(令和2年5月22日)	(令和2年5月29日)	(令和2年6月17日)
(令和2年6月19日)	(令和2年7月14日)	(令和2年8月7日)
(令和2年9月16日)	(令和2年11月19日)	(令和3年1月8日)
(令和3年1月13日)	(令和3年2月5日)	(令和3年5月28日)

新型コロナウイルス感染症にかかる本会議等の対応について

1 本会議

	対 応
1. 議員の出席	<ul style="list-style-type: none"> ○感染者及び濃厚接触者は出席しない ○発熱等の症状があり感染が疑われる者は出席しない ○議会内での感染が疑われる場合、濃厚接触者が特定されるまでの間、次に記載の者については出席の自粛を求める（必要に応じて各会派代表者会議で協議を行う） <ul style="list-style-type: none"> ・感染者と長時間の接触があった者 ・感染者と手で触れることのできる距離（目安1メートル）で、必要な感染予防策なしで15分以上の接触があった者
2. 出席者（議員、当局）への要請	<ul style="list-style-type: none"> ○マスク常時着用、手指のアルコール消毒を徹底
3. 議 場	<ul style="list-style-type: none"> ○空調運転をした上で、議場扉を適時開放し、換気を実施 ○前面にアクリル板を設置した場所（議長席、演壇、質問者席）ではマスクを外しての発言を可とする ○演壇、質問者席に「消毒用ウェットティッシュ」を備え置き ○演壇、質問者席の机上面を発言者入れ替え時に消毒 ※ 一議員の質問時間（当局答弁）の途中には行わない。
4. 議 席	<ul style="list-style-type: none"> ○通常どおり（議席間のアクリル板設置）
5. 質疑、質問	<ul style="list-style-type: none"> ○質問通告後の質問者変更は、次の取扱いとする [代表質問] 議運に諮り認めるが、質問通告書の質問内容の変更は認めない [一般質問] 質問者変更を認めず、取り止め
6. 討論・表決	<ul style="list-style-type: none"> ○通常どおり
7. 傍 聴	<ul style="list-style-type: none"> ○3密を避けるため定員の約1/2（100席程度）に制限 但し、車いす傍聴席は席間にアクリル板を設置し、通常の4席を確保 ○マスク常時着用、手指アルコール消毒を要請 ○既定の住所・氏名に加え、連絡先として電話番号の記載を求める（任意） ○県新型コロナ追跡システムの登録を推奨（任意）
8. ネット中継・手話通訳	<ul style="list-style-type: none"> ○通常どおり

2 常任委員会

	対 応
1. 議員の出席	<p>○感染者は出席しない</p> <p>○濃厚接触者及び発熱等の症状があり感染が疑われる者はオンライン委員会を除き出席しない</p> <p>○議会内での感染が疑われる場合、濃厚接触者が特定されるまでの間、次に記載の者についてはオンライン委員会を除き出席の自粛を求める（必要に応じて各会派代表者会議で協議を行う）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者と長時間の接触があった者 ・感染者と手で触れることのできる距離（目安1メートル）で、必要な感染予防策なしで15分以上の接触があった者
2. 出席者（委員、当局）への要請	<p>○マスク常時着用、手指のアルコール消毒を徹底</p>
3. 会場設営	<p>○空調運転をした上で、扉・窓を適時開け、換気を実施</p> <p>○委員長席前面にアクリル板を設置し、委員長はマスクを外しての発言（議事進行）を可とする</p> <p>○第1～7委員会室、大会議室、中会議室とも、委員長席、委員席間にアクリル板を設置</p> <p>○当局側の最前列等、出席者の発言機会が多い場所は机1台に1脚の配席とするなど対人距離の確保に配慮</p>
4. 傍 聴	<p>○マスク常時着用、手指アルコール消毒を要請</p> <p>○3密を避けるため一般傍聴人を5名までを目安とし、5名を超える場合は、団体での傍聴については、その団体の代表者のみとすることを願います。</p> <p>○住所・氏名に加え、連絡先として電話番号の記載を求める（任意）</p> <p>○県新型コロナ追跡システムの登録を推奨（任意）</p>
5. 議案付託	<p>○委員会の定足数（委員定数の半数以上）を欠く場合、議案を議了するために次の取扱いとする</p> <p style="padding-left: 2em;">[委員会付託前] 付託を省略</p> <p style="padding-left: 2em;">[委員会付託後] 本会議で付託を撤回</p>

3 感染予防対策の徹底

(1) 検 温

自宅での検温もしくは庁舎入口におけるサーモグラフィによる検温

(2) 会派控室における対応

- ① マスクの常時着用、手指のアルコール消毒の徹底
- ② 3密を回避する取組の徹底
(換気の実施、対人距離の確保、飲食をしながらの会話を控える 等)

各会派代表者会議/兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議		
(令和2年 3月 16日)	(令和2年 4月 8日)	(令和2年 5月 7日)
(令和2年 5月 22日)	(令和2年 5月 29日)	(令和2年 6月 17日)
(令和2年 6月 19日)	(令和2年 7月 14日)	(令和2年 8月 7日)
(令和2年 9月 16日)	(令和2年 11月 19日)	(令和3年 1月 8日)
(令和3年 1月 13日)	(令和3年 2月 5日)	

当面の本会議運営等の基本方針について

- 1 新型コロナウイルス感染症が収束していない中、議会の業務継続を図り、本会議に上程されるすべての議案を議了することを最優先課題とする。
 - (1) 本会議、委員会とも定足数（半数以上の出席）を充たす場合は、欠席者多数であっても予定どおり開催する。
なお、開会日に応招議員が半数に満たない場合は流会となり、知事が議会の再招集日程を調整することとなる。
 - (2) 会期中に、多数の議員が欠席し、委員会（議会運営委員会、常任委員会）の定足数を充たさないおそれがある場合は、委員会への議案付託は行わないこととする。
なお、付託後の場合には、本会議で付託の撤回を議決する。
- 2 会期中に会議日程や議事の変更が必要となった場合、議会運営委員会で協議、決定する。
なお、議会運営委員会が定足数を欠く場合、持ち回り審議（事実上の会議として電話連絡等による協議）とする。
- 3 閉会日までに会議日程が終えられない、またはそのおそれがある場合には、会期延長について、議会運営委員会で協議の上、本会議に諮って決定する。
- 4 閉会日に定足数を欠き、開議できない場合は流会となる。
その場合、閉会日における議決未了案件の対応については、当局と調整の上、議会運営委員会等において対応を協議する。

令和2年4月8日 各会派代表者会議
 (令和2年5月 1日改定 コロナ調整会議)
 (令和2年5月 7日改定 コロナ調整会議)
 (令和2年5月22日改定 コロナ調整会議)
 (令和2年5月29日改定 コロナ調整会議)
 (令和2年6月19日改定 コロナ調整会議)
 (令和2年8月7日改定 各会派代表者会議)
 (令和2年9月16日改定 コロナ調整会議)
 (令和3年2月 5日改定 コロナ調整会議)

新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止、経済再生・雇用の維持等について、議会が一体となってその役割を最大限に発揮し、迅速かつ的確な対応をする必要があることから、引き続き当面の間、下記事項を各会派並びに議員各位に願います。

記

1 議員の健康確保

- (1) マスク着用等咳エチケット、手洗い消毒の徹底
- (2) 会議等における3密を回避する取組（換気の実施、席の間隔、出席者のあり方）
- (3) 健康情報の報告
 発熱、咳、全身倦怠感等の身体症状がみられる場合（無症状であっても濃厚接触者とみなされた場合を含む）は、自宅で療養し、議員→各会派幹事長等→議長（事務局）へ報告すること。
- (4) 感染が疑われる場合、濃厚接触者が特定されるまでの間、次に記載の者については出席の自粛を求める
 - ・感染者と長時間の接触があった者
 - ・感染者と手で触れることのできる距離（目安1メートル）で、必要な感染予防策なしで15分以上の接触があった者

2 情報等の一元化

- (1) 情報収集のあり方
 - ① クラウドメールの活用
 - ② 代表者会議への報告
 - ③ 必要に応じた常任委員会への報告
- (2) 当局への要望・確認のあり方
 - ① 会派間の調整が必要な場合は議長が調整し、一体的に当局への要望を行う。
 - ② ただし、会派として単独で行う必要がある時は、その旨を議長に報告する。

3 各会派代表者会議（新型コロナウイルス感染症対策調整会議）の開催

新型コロナウイルス感染症への議会対応についての調整会議として各会派代表者会議を開催する。

- (1) 開催
 - ① 会議は、各会派の代表と調整のうえ、適宜開催することとする。
- (2) 議題
 - ① 当局から報告の必要があるとの申出があるとき、もしくは議会が当局からの報告が必要と考えるとき
 - ② 本会議、常任委員会、その他の会議のあり方について検討の必要があるとき
 - ③ 議会として国への要望等対応が必要と考えられるとき

4 議員が感染した場合の対応

- (1) 議員が感染した場合、議員氏名を公表する。
- (2) 議員が、上記(1)の議員の濃厚接触者であると特定された場合、会派名及び人数を公表する（氏名は公表しない。）。ただし、公表により議員名が特定される場合は、個人情報保護の観点から、当該議員の同意を得た上で行う。
- (3) 本会議等の対応については、令和3年2月5日のコロナ調整会議で確認した内容による。

新型コロナウイルス感染症にかかる本会議等の対応について

1 本会議

	対 応
1. 議員の出席	<p>○感染者及び濃厚接触者は出席しない</p> <p>○発熱等の症状があり感染が疑われる者は出席しない</p> <p>○議会内での感染が疑われる場合、濃厚接触者が特定されるまでの間、次に記載の者については出席の自粛を求める（必要に応じて各会派代表者会議で協議を行う）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者と長時間の接触があった者 ・感染者と手で触れることのできる距離（目安1メートル）で、必要な感染予防策なしで15分以上の接触があった者
2. 出席者（議員、当局）への要請	<p>○マスク常時着用、手指のアルコール消毒を徹底</p>
3. 議 場	<p>○空調運転をした上で、議場扉を適時開放し、換気を実施</p> <p>○前面にアクリル板を設置した場所（議長席、演壇、質問者席）ではマスクを外しての発言を可とする</p> <p>○演壇、質問者席に「消毒用ウェットティッシュ」を備え置き</p> <p>○演壇、質問者席の机上面を発言者入れ替え時に消毒</p> <p>※ 一議員の質問時間（当局答弁）の途中には行わない。</p>
4. 議 席	<p>○通常どおり（議席間のアクリル板設置）</p>
5. 質疑、質問	<p>○質問通告後の質問者変更は、次の取扱いとする</p> <p>[代表質問] 議運に諮り認めるが、質問通告書の質問内容の変更は認めない</p> <p>[一般質問] 質問者変更を認めず、取り止め</p>
6. 討論・表決	<p>○通常どおり</p>
7. 傍 聴	<p>○3密を避けるため定員の約1/2（100席程度）に制限</p> <p>但し、車いす傍聴席は席間にアクリル板を設置し、通常の4席を確保</p> <p>○マスク常時着用、手指アルコール消毒を要請</p> <p>○既定の住所・氏名に加え、連絡先として電話番号の記載を求める（任意）</p> <p>○県新型コロナ追跡システムの登録を推奨（任意）</p>
8. ネット中継・手話通訳	<p>○通常どおり</p>

2 常任委員会

※常任委員会、特別委員会の委員出席については本会議に準じる

	対 応
1. 出席者（委員、当局）への要請	○マスク常時着用、手指のアルコール消毒を徹底
2. 会場設営	○空調運転をした上で、扉・窓を適時開け、換気を実施 ○委員長席前面にアクリル板を設置し、委員長はマスクを外しての発言（議事進行）を可とする ○第1～7委員会室、大会議室、中会議室とも、委員長席、委員席間にアクリル板を設置 ○当局側の最前列等、出席者の発言機会が多い場所は机1台に1脚の配席とするなど対人距離の確保に配慮
3. 傍 聴	○マスク常時着用、手指アルコール消毒を要請 ○3密を避けるため一般傍聴人を5名までを目安とし、 <u>5名を超える場合は、団体での傍聴については、その団体の代表者のみとすることを願います。</u> ○住所・氏名に加え、連絡先として電話番号の記載を求める（任意） ○県新型コロナ追跡システムの登録を推奨（任意）
4. 議案付託	○委員会の定足数（委員定数の半数以上）を欠く場合、議案を議了するために次の取扱いとする [委員会付託前] 付託を省略 [委員会付託後] 本会議で付託を撤回

3 予算特別委員会

	対 応
1. 出席者への要請	○マスク常時着用、手指のアルコール消毒を徹底
2. 会場設営	○空調運転をした上で、扉・窓を適時開け、換気を実施 ○2人掛けの委員席間（机上）にアクリル板を設置 ○委員長席、質問者席の前面にアクリル板を設置 ○答弁者席の前面 並びに総括審査の際、自席で立って答弁する知事の前にアクリル板を設置 ※前面にアクリル板がある場合はマスクを外しての発言を可とする ○特別委員会設置日の会場を特別会議室から大会議室に変更 ○質問者席に「ペットボトル、紙コップ」「消毒用ウェットティッシュ」を備え置き
3. 傍 聴	○マスク常時着用、手指アルコール消毒を要請 ○3密を避けるため一般傍聴人を5名までを目安とする ○住所・氏名に加え、連絡先として電話番号の記載を求める（任意） ○県新型コロナ追跡システムの登録を推奨（任意）
4. 議案付託	○委員会の定足数（委員定数の半数以上）を欠く場合、またはそのおそれがある場合は、本会議を開会し、委員の差し替え（委員の辞任及び補充選任）を行う。

4 感染予防対策の徹底

(1) 検温

自宅での検温もしくは庁舎入口におけるサーモグラフィによる検温

(2) 会派控室における対応

- ① マスクの常時着用、手指のアルコール消毒の徹底
- ② 3密を回避する取組の徹底
(換気の実施、対人距離の確保、飲食をしながらの会話を控える 等)

各会派代表者会議/兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議		
(令和2年3月16日)	(令和2年4月8日)	(令和2年5月7日)
(令和2年5月22日)	(令和2年5月29日)	(令和2年6月17日)
(令和2年6月19日)	(令和2年7月14日)	(令和2年8月7日)
(令和2年9月16日)	(令和2年11月19日)	(令和3年1月8日)
(令和3年1月13日)		

代表者会議 令和2年4月8日
 コロナ調整会議
 (令和2年5月7日改定)
 (令和2年5月22日改定)
 (令和2年6月1日改定)
 (令和2年6月19日改定)

緊急事態宣言解除後の議会の対応方針について

- ・ これまで、新型コロナウイルス感染症にかかる迅速・的確な議会の初期対応を図るため、議長において、申し合わせに基づく危機事案の宣言を行い対応してきたところであるが、5月21日、国の緊急事態宣言が解除され、新たな段階を迎えることを機に、議長の危機事案の宣言を解除する。
- ・ しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、経済再生・雇用の維持は現下の県政の最重点課題であることに鑑み、議会が一体となってその役割を最大限に発揮し対応していくことが、必要であることから、引き続き当面の間、下記事項を各会派並びに議員各位にお願いする。

記

1 議員の健康確保

- (1) マスク着用等咳エチケット、手洗い消毒の徹底
- (2) 会議等における3密を回避する取組（換気の実施、席の間隔、出席者のあり方）
- (3) 健康情報の報告
 発熱、咳、全身倦怠感等の身体症状がみられる場合（無症状であっても濃厚接触者とみなされた場合を含む）は、自宅で療養し、議員→各会派幹事長等→議長（事務局）へ報告すること。

2 情報等の一元化

- (1) 情報収集のあり方
 - ① クラウドメールの活用
 - ② 代表者会議への報告
 - ③ 必要に応じた常任委員会への報告
- (2) 当局への要望・確認のあり方
 - ① 会派間の調整が必要な場合は議長が調整し、一体的に当局への要望を行う。
 - ② ただし、会派として単独で行う必要がある時は、その旨を議長に報告する。

3 代表者会議（新型コロナウイルス感染症対策調整会議）の開催

新型コロナウイルス感染症への議会対応についての調整会議として代表者会議を開催する。

(ア) 開催

- ① 会議は、各会派の代表と調整のうえ、適宜開催することとする。
- (2) 議題
 - ① 当局から報告の必要があるとの申出があるとき、もしくは議会が当局からの報告が必要と考えるとき
 - ② 常任委員会、その他の会議のあり方について検討の必要があるとき
 - ③ 議会として国への要望等対応が必要と考えられるとき

4 議員が感染した場合の対応

- (1) 議員氏名を公表する。
- (2) 本会議の対応については、3月16日の代表者会議で確認した内容による。

緊急事態宣言解除後の議会の対応方針（新旧対照表）

現 行	改 定 後
<p>1 議員の健康確保</p> <p>(1) マスク着用等咳エチケット、手洗い消毒の徹底</p> <p>(2) <u>不要不急の外出の自粛</u></p> <p>(3) <u>会議等における3密を回避する取組（換気の実施、席の間隔、出席者のあり方）</u></p> <p>(4) <u>健康情報の報告</u> 発熱、咳、全身倦怠感等の身体症状がみられる場合（無症状であっても濃厚接触者とみなされた場合を含む）は、自宅で療養し、議員→各会派幹事長等→議長（事務局）へ報告すること。</p>	<p>1 議員の健康確保</p> <p>(1) マスク着用等咳エチケット、手洗い消毒の徹底</p> <p>(2) <u>会議等における3密を回避する取組（換気の実施、席の間隔、出席者のあり方）</u></p> <p>(3) <u>健康情報の報告</u> 発熱、咳、全身倦怠感等の身体症状がみられる場合（無症状であっても濃厚接触者とみなされた場合を含む）は、自宅で療養し、議員→各会派幹事長等→議長（事務局）へ報告すること。</p>

記者発表（資料配付）				
月/日 (曜)	事務局名	TEL	発表者名 (担当班長名)	その他の 配付先
6/12 (金)	議会事務局総務課 (経理班・企画調整班)	内線 5031 (078-362-3710)	総務課長 奥野所 正樹 (副課長兼企画調整班長 大西 信一郎) (経理班長 稲葉 正行)	—

新型コロナウイルス感染症対策に関する要請について

このたび、兵庫県議会として、兵庫県知事に対し、標記要請を行いますので、お知らせします。

記

1. 日時・場所

6月15日(月) 16:00～ 知事応接室(2号館6階)

2. 内 容

「新型コロナウイルス感染症対策に関する要請」

3. 要 請 者

兵 庫 県 議 会 議 長	長 岡 壯 壽
兵庫県議会自由民主党議員団幹事長	藤 本 百 男
兵庫県議会ひょうご県民連合議員団幹事長	上 野 英 一
兵庫県議会公明党・県民会議議員団幹事長	谷 井 いさお
維新の会兵庫県議会議員団幹事長	岸 口 み の る
日本共産党兵庫県会議員団・団長	ねりき 恵 子

4. その他

報道関係の取材・撮影等については、要請の冒頭(5分程度)とさせていただきます。

代表者会議 令和2年4月8日
コロナ調整会議
(令和2年5月7日改定)
(令和2年5月22日改定)
(令和2年6月1日改定)

緊急事態宣言解除後の議会の対応方針について

- ・ これまで、新型コロナウイルス感染症にかかる迅速・的確な議会の初期対応を図るため、議長において、申し合わせに基づく危機事案の宣言を行い対応してきたところであるが、5月21日、国の緊急事態宣言が解除され、新たな段階を迎えることを機に、議長の危機事案の宣言を解除する。
- ・ しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、経済再生・雇用の維持は現下の県政の最重点課題であることに鑑み、議会が一体となってその役割を最大限に発揮し対応していくことが、必要であることから、引き続き当面の間、下記事項を各会派並びに議員各位にお願いする。

記

1 議員の健康確保

- (1) マスク着用等咳エチケット、手洗い消毒の徹底
- (2) 不要不急の外出の自粛
- (3) 会議等における3密を回避する取組（換気の実施、席の間隔、出席者のあり方）
- (4) 健康情報の報告
発熱、咳、全身倦怠感等の身体症状がみられる場合（無症状であっても濃厚接触者とみなされた場合を含む）は、自宅で療養し、議員→各会派幹事長等→議長（事務局）へ報告すること。

2 情報等の一元化

- (1) 情報収集のあり方
 - ① クラウドメールの活用
 - ② 代表者会議への報告
 - ③ 必要に応じた常任委員会への報告
- (2) 当局への要望・確認のあり方
 - ① 会派間の調整が必要な場合は議長が調整し、一体的に当局への要望を行う。
 - ② ただし、会派として単独で行う必要がある時は、その旨を議長に報告する。

3 代表者会議（新型コロナウイルス感染症対策調整会議）の開催

新型コロナウイルス感染症への議会対応についての調整会議として代表者会議を開催する。

(ア) 開催

- ① 会議は、各会派の代表と調整のうえ、適宜開催することとする。

(2) 議題

- ① 当局から報告の必要があるとの申出があるとき、もしくは議会が当局からの報告が必要と考えるとき
- ② 常任委員会、その他の会議のあり方について検討の必要があるとき
- ③ 議会として国への要望等対応が必要と考えられるとき

4 議員が感染した場合の対応

- (1) 議員氏名を公表する。
- (2) 本会議の対応については、3月16日の代表者会議で確認した内容による。

緊急事態宣言解除後の議会の対応方針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>2 情報等の一元化</p> <p>(2) 当局への要望・確認のあり方</p> <p>① <u>議員において、確認、その他照会事項があれば、会派執行部を通して当局に申し出る。</u></p> <p>② <u>会派間の調整が必要な場合は議長が調整し、一体的に当局への要望を行う。</u></p> <p>③ <u>ただし、会派として単独で行う必要がある時は、その旨を議長に報告する。</u></p> <p>3 代表者会議（新型コロナウイルス感染症対策調整会議）の開催</p> <p>(1) 開 催</p> <p>① <u>当面の間、毎週金曜日（16:00～17:00）は必要なときに開催できるように日程の確保をお願いする。（開催の有無は事前に事務局より連絡）</u></p> <p>② <u>それ以外の場合でも必要な場合は、各会派の代表と調整のうえ、適宜開催することとする。</u></p>	<p>2 情報等の一元化</p> <p>(2) 当局への要望・確認のあり方</p> <p>① 会派間の調整が必要な場合は議長が調整し、一体的に当局への要望を行う。</p> <p>② ただし、会派として単独で行う必要がある時は、その旨を議長に報告する。</p> <p>3 代表者会議（新型コロナウイルス感染症対策調整会議）の開催</p> <p>(1) 開 催</p> <p>① <u>会議は、各会派の代表と調整のうえ、適宜開催することとする。</u></p>

緊急事態宣言解除後の議会の対応方針について

- これまで、新型コロナウイルス感染症にかかる迅速・的確な議会の初期対応を図るため、議長において、申し合わせに基づく危機事案の宣言を行い対応してきたところであるが、5月21日、国の緊急事態宣言が解除され、新たな段階を迎えることを機に、議長の危機事案の宣言を解除する。
- しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、経済再生・雇用の維持は現下の県政の最重点課題であることに鑑み、議会が一体となってその役割を最大限に発揮し対応していくことが、必要であることから、引き続き当面の間、下記事項を各会派並びに議員各位に願います。

記

1 議員の健康確保

- (1) マスク着用等咳エチケット、手洗い消毒の徹底
- (2) 不要不急の外出の自粛
- (3) 会議等における3密を回避する取組（換気の実施、席の間隔、出席者のあり方）
- (4) 健康情報の報告
発熱、咳、全身倦怠感等の身体症状がみられる場合（無症状であっても濃厚接触者とみなされた場合を含む）は、自宅で療養し、議員→各会派幹事長等→議長（事務局）へ報告すること。

2 情報等の一元化

- (1) 情報収集のあり方
 - ① クラウドメールの活用
 - ② 代表者会議への報告
 - ③ 必要に応じた常任委員会への報告
- (2) 当局への要望・確認のあり方
 - ① 議員において、確認、その他照会事項があれば、会派執行部を通して当局に申し出る。
 - ② 会派間の調整が必要な場合は議長が調整し、一体的に当局への要望を行う。
 - ③ ただし、会派として単独で行う必要がある時は、その旨を議長に報告する。

3 代表者会議（新型コロナウイルス感染症対策調整会議）の開催

新型コロナウイルス感染症への議会対応についての調整会議として代表者会議を開催する。

(1) 開催

- ① 当面の間、毎週金曜日（16:00～17:00）は必要なときに開催できるよう日程の確保をお願いします。（開催の有無は事前に事務局より連絡）
- ② それ以外の場合でも必要な場合は、各会派の代表と調整のうえ、適宜開催することとする。

(2) 議題

- ① 当局から報告の必要があるとの申出があるとき、もしくは議会が当局からの報告が必要と考えるとき
- ② 常任委員会、その他の会議のあり方について検討の必要があるとき
- ③ 議会として国への要望等対応が必要と考えられるとき

4 議員が感染した場合の対応

- (1) 議員氏名を公表する。
- (2) 本会議の対応については、3月16日の代表者会議で確認した内容による。

緊急事態宣言を受けた議会の対応方針について（一部改正）

- ・ これまで、情報の収集が可能で、議会体制が維持されていることから議会としては、申し合わせの危機発生事案の宣言は行わず、これに準じた扱いとして対応してきたところである。
- ・ しかし、今回、兵庫県が緊急事態宣言の地域指定がなされたことを受け、新型コロナウイルス感染症の拡大を県民の生命等を脅かす重大な危機事案として捉え、議長において申し合わせに基づく危機事案の発生を宣言する。※
- ・ ついては、申し合わせに基づき、議会が一体となって迅速かつ的確に対応できるよう、下記事項を本日の会議で確認し、各会派並びに議員各位に願います。

記

1 議員の健康確保

- (1) マスク着用等咳エチケット、手洗い消毒の徹底
- (2) 生活の維持に必要な場合を除く外出や会合の自粛
- (3) 会議等における3密を回避する取組（換気の実施、席の間隔、出席者のあり方）
- (4) 健康情報の報告
発熱、咳、全身倦怠感等の身体症状がみられる場合（無症状であっても濃厚接触者とみなされた場合を含む）は、自宅で療養し、議員→各会派幹事長等→議長（事務局）へ報告すること。

2 情報等の一元化

- (1) 情報収集のあり方
 - ① クラウドメールの活用
 - ② 代表者会議への報告
 - ③ 必要に応じた常任委員会への報告
- (2) 当局への要望・確認のあり方
 - ① 議員において、確認、その他照会事項があれば、会派執行部を通して当局に申し出る。 改めて議長から当局に徹底を要請
 - ② 会派間の調整が必要な場合は議長が調整し、一体的に当局への要望を行う。
 - ③ ただし、会派として単独で行う必要がある時は、その旨を議長に報告する。

3 代表者会議の開催

新型コロナウイルス感染症への議会对応についての調整会議として代表者会議を開催する。

- (1) 開催
 - ① 緊急事態宣言中、毎週金曜日（16:00～17:00）は必要なときに開催できるよう日程の確保をお願いします。（開催の有無は事前に事務局より連絡）
 - ② それ以外の場合でも必要な場合は、各会派の代表と調整のうえ、適宜開催することとする。
- (2) 議題
 - ① 当局から報告の必要があるとの申出があるとき、もしくは議会が当局からの報告が必要と考えるとき
 - ② 常任委員会、その他の会議のあり方について検討の必要があるとき
 - ③ 議会として国への要望等対応が必要と考えられるとき

4 議員が感染した場合の対応

- (1) 議員氏名を公表する。

※この宣言は、議会内の申し合わせに基づき、議会内の対応が必要と議長が議会内部に対して発したもので、対外的に宣言するものではない。

緊急事態宣言を受けた議会の対応方針（新旧対照表）

現 行	改 正 後	適 用
<p>2 情報等の一元化</p> <p>(2) 当局への要望・確認のあり方</p> <p>① <u>要望、その他確認が必要な事項があれば、会派執行部を通して議長（事務局）に申し出る。</u></p> <p>② 会派間の調整が必要な場合は議長が調整し、一体的に当局への<u>要望や照会・確認</u>を行う。</p> <p>③ ただし、会派として単独で行う必要がある時は、その旨を議長に報告する。</p>	<p>2 情報等の一元化</p> <p>(2) 当局への要望・確認のあり方</p> <p>① <u>議員において、確認、その他照会事項があれば、会派執行部を通して当局に申し出る。</u></p> <p>② 会派間の調整が必要な場合は議長が調整し、一体的に当局への要望を行う。</p> <p>③ ただし、会派として単独で行う必要がある時は、その旨を議長に報告する。</p>	<p>確認・照会事項</p> <p>議会総意として行う必要がある要望</p> <p>その他の要望</p>

記者発表（資料配付）				
月／日 (曜)	担当課 班名	TEL	発表者名 (担当班長名)	その他の 配付先
4/14 (火)	議会事務局調査課 図書・広報班	内線 5059 (078-362-9404)	課長 山下 裕司 (中谷 光孝)	—

新型コロナウイルス感染症対策にかかる県議会図書室の一般利用休止について

4月7日に発令された新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を受け、感染拡大防止の観点から、下記の期間中、本県議会図書室の一般利用を休止いたします。ご不便をおかけすることとなりますが、皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

1 一般利用休止期間

令和2年4月15日(水)から本県への緊急事態宣言の発令が解除される日まで

新型コロナウイルス感染症対策にかかる会議の運営について

兵庫県を対象区域として発出された新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言を受け、兵庫県議会としての対応等を調整するため、各会派代表者会議運営要綱第2条第3号により、各会派代表者会議を「兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議」として下記の通り運営する。

1 名称

「兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議」と称する。

2 所掌事務

- (1) 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）にかかる情報収集、議会内情報共有に関すること。
- (2) 感染症対策に係る常任委員会、その他の会議の調整に関すること。
- (3) 感染症に関する当局、国等への要望等に関すること。
- (4) その他、議長において必要認める事項

3 設置期間

- (1) 会議は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発出されている期間、設置する。
- (2) 緊急事態宣言解除後においては、引き続き会議の開催が必要と認めるときは、必要な期間延長することができる。

4 招集

- (1) 会議の招集は議長が行う。
- (2) 各会派の代表者は必要があると認めるときは、議長に会議の開催を求めることができる。
- (3) 会議は、原則、毎週金曜日（16:00～17:00）に開催する。開催の有無については、事前に構成員に連絡するものとする。また、必要があると認めるときは、臨時に会議を開催することができる。

5 会議の公開

- (1) 会議は、原則として報道関係者に公開するものとする。
- (2) 一般傍聴は認めない。

6 その他

その他の会議の運営に関する事項については、各会派代表者会議運営要綱のとおりとする。

記者発表（資料配付）				
月／日 （曜）	担当課 班名	TEL	発表者名 （担当班長名）	その他の 配付先
4/10 （金）	議会事務局 議事課 議事班	078-362-3713 内線 5047	糟谷 浩行 （藤原 新也）	—

兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議の設置について

兵庫県を対象区域として発出された新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項に基づく緊急事態宣言を受け、兵庫県議会としての対応等を調整するため、本日、「兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議」を議会内に設置しましたのでお知らせします。

記

1 兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議について

(1) 所掌事務

- ① 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」と言う。）に係る情報収集、議会内情報共有に関する事。
- ② 感染症に係る常任委員会、その他の会議の調整に関する事。
- ③ 感染症に関する当局、国への要望等に関する事。
- ④ その他、議長において必要と認める事項。

(2) 構成員

各会派代表者会議の構成員

記者発表資料（資料配付）				
月／日 (曜日)	担当課・係名	TEL	発表者名 (担当係長名)	その他の 発表・配付先
4/10 (金)	議会事務局議事課 委員会・記録班	内線 5049 078-362-3714	議事課長 糟谷 浩行 〔委員会・記録班長〕 古田 昭久	—

兵庫県議会常任委員会（4/16・17）の中止
（書面調査への変更）について

新型コロナウイルス感染症拡大を受け、本県に非常事態宣言が発令されたことから、下記に予定していた常任委員会は書面調査（委員への資料送付）とし、開催いたしませんのでお知らせします。

（参考） 開催予定であった常任委員会

令和2年4月 兵庫県議会 閉会中の常任委員会

常任委員会	開催日		開始時間	継続調査事件
総務	4月16日	(木)	10:30	○21世紀兵庫長期ビジョン等の推進及びエネルギー対策等の推進について ○広報・広聴活動の推進について
健康福祉	4月17日	(金)	10:30	○国民健康保険事業等の推進について ○高齢者の地域生活を支える施策等と介護保険制度の推進について
産業労働	4月16日	(木)	10:30	○中小企業金融の円滑化について
農政環境	4月16日	(木)	10:30	○豊かな海の再生と水産業・浜の活性化について ○漁港・漁村の整備について
建設	4月16日	(木)	10:30	○都市公園の整備について
文教	4月16日	(木)	10:30	○児童生徒の体力づくりと健康教育について ○生涯スポーツ・競技スポーツの振興について
警察	4月17日	(金)	10:30	○警察組織・活動基盤の充実強化について

記者発表（資料配付）				
月／日 (曜)	担当課 班名	TEL	発表者名 (担当班長名)	その他の 配付先
4/9 (木)	議会事務局総務課 総務班	内線 5027 (078-362-3708)	課長 奥野所 正樹 (松井 敬司)	—

新型コロナウイルス感染症対策に関する県議会傍聴者への協力依頼について

4月7日に発令された新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を受け、感染拡大防止の観点から、県議会傍聴者には、緊急事態宣言の発令期間中、下記のとおりご協力をお願いすることとしました。

ご不便をおかけすることとなりますが、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

記

1 内 容

本会議及び委員会、各会派政務調査会長会の傍聴については、感染拡大防止の観点から、ご遠慮いただくようお願いします。

2 期 間

兵庫県に緊急事態宣言が発令されている期間

【参 考】

本会議及び委員会については、兵庫県議会ホームページにおいて、インターネット中継を行っておりますので、ご覧ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/gikai/>

緊急事態宣言を受けた議会の対応方針について

- ・ これまで、情報の収集が可能で、議会体制が維持されていることから議会としては、申し合わせの危機発生事案の宣言は行わず、これに準じた扱いとして対応してきたところである。
- ・ しかし、今回、兵庫県が緊急事態宣言の地域指定がなされたことを受け、新型コロナウイルス感染症の拡大を県民の生命等を脅かす重大な危機事案として捉え、議長において申し合わせに基づく危機事案の発生を宣言する。※
- ・ ついては、申し合わせに基づき、議会が一体となって迅速かつ的確に対応できるよう、下記事項を本日の会議で確認し、各会派並びに議員各位に願います。

記

1 議員の健康確保

- (1) マスク着用等咳エチケット、手洗い消毒の徹底
- (2) 生活の維持に必要な場合を除く外出や会合の自粛
- (3) 会議等における3密を回避する取組（換気の実施、席の間隔、出席者のあり方）
- (4) 健康情報の報告
発熱、咳、全身倦怠感等の身体症状がみられる場合（無症状であっても濃厚接触者とみなされた場合を含む）は、自宅で療養し、議員→各会派幹事長等→議長（事務局）へ報告すること。

2 情報等の一元化

- (1) 情報収集のあり方
 - ① クラウドメールの活用
 - ② 代表者会議への報告
 - ③ 必要に応じた常任委員会への報告
- (2) 当局への要望・確認のあり方
 - ① 要望、その他確認が必要な事項があれば、会派執行部を通して議長（事務局）に申し出る。
 - ② 会派間の調整が必要な場合は議長が調整し、一体的に当局への要望や照会・確認を行う。
 - ③ ただし、会派として単独で行う必要がある時は、その旨を議長に報告する。

改めて議長から当局に徹底を要請

3 代表者会議の開催

新型コロナウイルス感染症への議会对応についての調整会議として代表者会議を開催する。

- (1) 開催
 - ① 緊急事態宣言中、毎週金曜日（16:00～17:00）は必要なときに開催できるよう日程の確保をお願いします。（開催の有無は事前に事務局より連絡）
 - ② それ以外の場合でも必要な場合は、各会派の代表と調整のうえ、適宜開催することとする。
- (2) 議題
 - ① 当局から報告の必要があるとの申出があるとき、もしくは議会が当局からの報告が必要と考えるとき
 - ② 常任委員会、その他の会議のあり方について検討の必要があるとき
 - ③ 議会として国への要望等対応が必要と考えられるとき

4 議員が感染した場合の対応

- (1) 議員氏名を公表する。

※この宣言は、議会内の申し合わせに基づき、議会内の対応が必要と議長が議会内部に対して発したもので、対外的に宣言するものではない。

新型コロナウイルス感染症対策調整会議実績

年月日	事 項
令和2年4月8日	各会派代表者会議（会議設置の協議を含む） 1 緊急事態宣言を受けた議会の対応方針について
令和2年4月10日	各会派代表者会議（会議設置を決定） 1 緊急事態宣言を受けた議会の対応方針について
令和2年4月14日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議〔第1回〕 1 新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる議会の対応について 2 臨時会における意見書の発出について 3 議会図書室の一般利用休止について
令和2年4月17日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議〔第2回〕 1 新型コロナウイルス感染症にかかる知事への要望について
令和2年4月24日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議〔第3回〕 1 新型コロナウイルス感染症にかかる当局への要望について 2 13都道府県議会議長会から国への緊急要望について
令和2年5月1日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議〔第4回〕 1 「緊急事態宣言を受けた議会の対応方針」の今後の運用について
令和2年5月7日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議〔第5回〕 1 緊急事態宣言の延長による当局の対応について 2 「緊急事態宣言を受けた議会の対応方針」の今後の運用について
令和2年5月15日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議〔第6回〕 1 県の新たな対処方針について
令和2年5月22日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議〔第7回〕 1 県の新たな対処方針について 2 緊急事態宣言解除後の議会の対処方針について
令和2年5月27日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議〔第8回〕 1 県の新たな対処方針について
令和2年5月29日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議〔第9回〕 1 新型コロナウイルス感染症にかかる本会議等の対応について 2 緊急事態宣言解除後の議会の対処方針の変更について
令和2年6月2日	各会派代表者会議 1 県の新型コロナウイルス感染症対策への協力方策の検討について
令和2年6月5日	各会派代表者会議 1 県の新型コロナウイルス感染症対策への協力方策の検討について
令和2年6月17日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議〔第10回〕 1 新型コロナウイルス感染症を踏まえた令和2年度常任委員会における対応方針について

年月日	事 項
令和2年6月19日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第11回] 1 県の新たな対処方針について 2 議会の対応方針の変更について
令和2年7月14日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第12回] 1 本会議、常任委員会等の新型コロナウイルス感染予防対策について
令和2年7月30日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第13回] 1 県の新たな対処方針について
令和2年8月4日	各会派代表者会議 1 議員の感染確認後の議会の対応状況について 2 濃厚接触者の特定と情報の取扱いについて 3 議員へのPCR検査の受検推奨について
令和2年9月16日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第14回] 1 本会議等における対応について
令和2年11月19日	各会派代表者会議 1 議員の新型コロナウイルス感染について 兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第15回] 1 県の新たな対処方針について 2 新型コロナウイルス感染症にかかる本会議等の対応について
令和2年11月24日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第16回] 1 県の新たな対処方針等について
令和2年11月30日	各会派代表者会議 1 濃厚接触者の陰性検査結果の公表について
令和2年12月11日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第17回] 1 県の新たな対処方針について
令和3年1月8日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第18回] 1 県の新たな対処方針等について
令和3年1月13日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第19回] 1 緊急事態措置等の取組を含む県の対処方針等について 2 危機事案発生 of 宣言について
令和3年1月25日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第20回] 1 緊急事態宣言下における追加対策を含む県の新たな対処方針について
令和3年2月5日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第21回] 1 県の新たな対処方針等について 2 新型コロナウイルス感染症にかかる今後の本会議等の対応について
令和3年2月22日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第22回] 1 緊急事態宣言に対する県の方針等について

年月日	事 項
令和3年3月1日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第23回] 1 常任委員会管内調査（未実施分）の扱いについて 2 議長の危機事案発生の宣言解除について
令和3年3月4日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第24回] 1 県の新たな対処方針等について
令和3年3月19日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第25回] 1 県の新たな対処方針等について
令和3年3月30日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第26回] 1 県の新たな対処方針等について
令和3年4月5日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第27回] 1 まん延防止等重点措置の適用等について
令和3年4月12日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第28回] 1 県の新たな対処方針について
令和3年4月16日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第29回] 1 県の新たな対処方針等について
令和3年4月23日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第30回] 1 緊急事態措置等の取組を含む県の対処方針等について 2 危機事案発生の宣言について
令和3年4月28日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第31回] 1 GW期間中の医療体制の確保について 2 緊急事態措置における各施設の使用制限について
令和3年5月7日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第32回] 1 緊急事態宣言の延長による当局の対応等について
令和3年5月12日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第33回] 1 緊急事態措置実施に係る協力金の内容等について
令和3年5月28日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第34回] 1 緊急事態宣言延長後の対応等について 2 新型コロナウイルス感染症にかかる今後の本会議等の対応について
令和3年6月9日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第35回] 1 新型コロナウイルス感染症を踏まえた令和3年度常任委員会における対応方針について
令和3年6月18日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第36回] 1 県の新たな対処方針等について 2 議長の危機事案発生の宣言解除について
令和3年7月9日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第37回] 1 県の新たな対処方針等について
令和3年7月29日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第38回] 1 まん延防止等重点措置実施区域指定の国への要請について

年月日	事 項
令和3年8月2日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第39回] 1 まん延防止等重点措置の適用等について
令和3年8月12日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第40回] 1 入院医療体制の強化等について
令和3年8月18日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第41回] 1 緊急事態措置等への対応を含む県の対処方針等について 2 危機事案発生の宣言等について
令和3年9月10日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第42回] 1 緊急事態宣言の延長に伴う当局の対処方針等について 2 議会の対応方針の変更等について 3 地域開催・管内調査の運営について
令和3年9月29日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第43回] 1 県の新たな対処方針等について 各会派代表者会議 1 県の新型コロナウイルス感染症対策への協力方策の検討について
令和3年10月5日	各会派代表者会議 1 県の新型コロナウイルス感染症対策への協力方策の検討について
令和3年10月12日	各会派代表者会議 1 県の新型コロナウイルス感染症対策への協力方策の検討について
令和3年10月20日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第44回] 1 県の新たな対処方針等について 各会派代表者会議 1 県の新型コロナウイルス感染症対策への協力方策の検討について
令和3年11月24日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第45回] 1 新型コロナウイルス感染症にかかる本会議等の対応について
令和3年11月29日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第46回] 1 県の新たな対処方針等について
令和4年1月13日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第47回] 1 県の新たな対処方針等について
令和4年1月17日	各会派代表者会議 1 新型コロナウイルス感染症(オミクロン株)の急拡大を受けた議会の対応について ①当面の管内調査のあり方について ②コロナ調整会議をオンラインで開催することについて
令和4年1月26日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第48回] 1 まん延防止等重点措置の適用について 2 新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針の変更について

年月日	事 項
令和4年2月9日	各会派代表者会議 1 新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針の変更について
令和4年2月21日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第49回] 1 まん延防止等重点措置の延長に伴う当局の対処方針等について
令和4年3月18日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第50回] 1 県の新たな対処方針等について
令和4年4月26日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第51回] 1 県の新たな対処方針等について
令和4年5月25日	各会派代表者会議 1 新型コロナウイルス感染症にかかる本議会等の対応について
令和4年8月4日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第52回] 1 県の新たな対処方針等について
令和4年9月16日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第53回] 1 県の新たな対処方針等について 2 新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針の変更について
令和4年11月18日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第54回] 1 県の新たな対処方針等について
令和5年4月26日	兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議 [第55回] 1 兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議の今後の取扱いについて

各都道府県議会 業務継続計画策定状況

令和5年8月現在

No.	都道府県名	BCP策定あり	マニュアル・申合せ等あり	策定なし	業務継続計画（BCP）名称	策定年月	BCPで想定する災害						災害発生時の状況			BCPの内容						
							地震	風水害	火災	大規模事故	感染症	テロ	原子力	その他	本会議のみ	本会議・委員会	開会中及び閉会中	各時期における行動手順	議員の安否確認	職員の安否確認・業務体制	本会議等の審議体制	正副議長等が参集できない場合の対応
1	北海道	○			北海道議会防災ハンドブック	R3.6	○	○	○		○	○		火山			○	○	○		○	
2	青森県			○																		
3	岩手県	○			岩手県議会における大規模災害時等業務継続計画	H30.3	○	○	○	○	○	○				○	○	○		○	○	
4	宮城県		○																			
5	秋田県			○																		
6	山形県		○																			
7	福島県			○																		
8	茨城県	○			茨城県議会業務継続計画	R3.12								国民の生命・生活に直接影響を及ぼす災害等		○	○	○		○	○	
9	栃木県		○																			
10	群馬県			○																		
11	埼玉県	○			埼玉県議会業務継続計画（埼玉県議会BCP）	R5.3	○	○	○	○	○	○				○		○	○			
12	千葉県		○																			
13	東京都	○			東京都議会災害情報連絡事務局運営マニュアル	H28.4	○	○			○					○		○	○	○	○	
14	神奈川県	○			神奈川県議会業務継続計画	R3.4	○	○	○	○	○	○	○	火山		○	○	○	○	○	○	
15	新潟県		○																			
16	富山県	○			富山県議会危機管理対応マニュアル	R2.2	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	
17	石川県			○																		
18	福井県		○																			
19	山梨県			○																		
20	長野県		○																			
21	岐阜県		○																			
22	静岡県	○			静岡県議会業務継続計画（議会BCP）	H31.4	○	○			○	○	火山、津波			○	○	○	○			
23	愛知県		○																			
24	三重県		○																			
25	滋賀県	○			滋賀県議会業務継続計画	H28.2	○								○	○	○	○	○	○	○	
26	京都府	○			大規模災害時における京都府議会活動指針運用マニュアル	H28.7	○	○	○							○	○	○	○	○	○	
27	大阪府	○			大規模災害時における対応指針	R2.3	○									○	○	○	○			
28	兵庫県		○																			
29	奈良県	○			奈良県業務継続計画	H28.3	○	○	○	○	○	○				○		○				
30	和歌山県	○			地震等大規模災害発生時における本会議・委員会等対応マニュアル	R4.4	○	○								○		○	○	○	○	
31	鳥取県	○			大規模災害時等における議会の災害対応マニュアル	R28.12	○	○			○		津波、大雪			○	○	○	○	○	○	
32	島根県	○			島根県議会業務継続計画	R3.2	○	○	○	○	○	○				○	○					
33	岡山県		○																			
34	広島県			○																		
35	山口県		○																			
36	徳島県	○			徳島県議会業務継続計画（議会BCP）	R3.3	○						大津波			○	○	○			○	
37	香川県			○																		
38	愛媛県		○																			
39	高知県		○																			
40	福岡県			○																		
41	佐賀県		○																			
42	長崎県		○																			
43	熊本県		○																			
44	大分県		○																			
45	宮崎県	○			宮崎県議会災害対応マニュアル	H29.4	○	○	○	○	○	○	家畜伝染病			○	○	○	○	○	○	
46	鹿児島県		○																			
47	沖縄県			○																		
		17	20	10			16	13	9	8	10	9	4	7	1	2	16	13	15	15	12	7